

串間エコツアーリズム推進全体構想

平成 29 年 2 月

串間エコツアーリズム推進協議会

目 次

第1章 串間エコツアーリズムを推進する地域	・・・	1
(1) 推進の目的及び方針	・・・	1
(2) 推進する地域	・・・	6
第2章 対象となる自然観光資源	・・・	7
(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの	・・・	8
(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	・・・	21
第3章 串間エコツアーリズムの実施の方法	・・・	26
(1) ルール	・・・	26
(2) 案内(ガイドンス)及びプログラム	・・・	34
(3) 自然観光資源のモニタリング及び評価	・・・	38
(4) その他	・・・	42
第4章 自然観光資源の保護及び育成	・・・	45
(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法	・・・	45
(2) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画	・・・	45
第5章 推進協議会の参加主体	・・・	47
推進協議会に参加する者の名称又は氏名、その他役割分担	・・・	47
第6章 その他串間エコツアーリズムの推進に必要な事項	・・・	49
(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発	・・・	49
(2) 他の法令や計画との関係及び整合	・・・	50
(3) 農林水産業や土地所有者等との連携及び調和	・・・	50
(4) 地域振興への貢献	・・・	50
(5) 地域の生活や慣習への配慮	・・・	51
(6) 安全管理	・・・	51
(7) 推進協議会の公開	・・・	52
(8) 全体構想の公表	・・・	52
(9) 全体構想の見直し	・・・	52
付録1 本構想中に記載されている推進協議会の役割の分担	・・・	53
付録2 串間エコツアーリズム推進協議会規約	・・・	54
付録3 自然観光資源の位置図	・・・	58

第1章 串間エコツーリズムを推進する地域

(1) 推進の目的及び方針

1) 推進の背景と目的

串間市は宮崎県の最南端に位置し、面積は295.16㎢、東部は洋々たる日向灘、南部は志布志湾に臨み、北部は都城市および日南市と山をもって境し、西は龍口、笠祇などの山麓をもって鹿児島県志布志市と隣接しています。龍口山、笠祇山などを主峰とする北部一帯は、鬱蒼とした山林に包まれ、森林資源の宝庫となっています。これらの連山に源を発する河川は、串間市内の中央を貫流する福島川をはじめ、善田川、千野川、本城川、市木川などの河川に分かれ、その流域は肥沃で豊富な農産物を産出しています。

気象は、日向灘を回流する黒潮の影響を受けて、南東部の沿岸には無霜地帯があり、亜熱帯植物が自生しています。年平均気温は17.4度、年間降水量は2917.5mm、日照時間は1991.1時間で、温暖多雨多照の南国的気候に恵まれています。

基幹産業である農業については、恵まれた気象条件を生かし、3月中旬には田植えが始まる早期水稻をベースに、きゅうりやピーマンなどの施設野菜、食用甘藷やごぼう、オクラなどの露地野菜、完熟キンカンやマンゴーなどの果樹と肉用牛などの複合経営、茶や酪農の専業経営などが行われています。

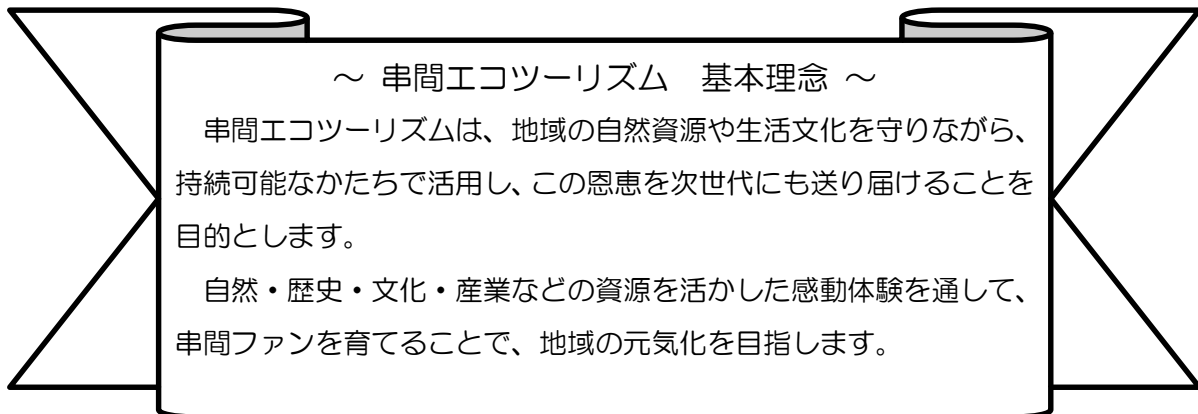
また、串間の自然観光資源に目を向ければ、沿岸部は変化に富んだ島々や岩礁が点在する風光明媚な『日南海岸国定公園』に指定されていて、国指定特別天然記念物である『都井岬ソテツ自生地』や、国指定天然記念物『岬馬およびその繁殖地』と『幸嶋サル生息地』、『石波の海岸樹林』、日本の渚百選に選ばれた石波海岸、宮崎県の希少野生動植物重要生息地に指定される『笠祇・古竹草原』や『本城干潟』、全国有数のサーフスポットでアカウミガメの上陸産卵地でもある『恋ヶ浦』、九州最大級の『都井岬黒井沖テーブルサンゴ群集』、日本で初めて海中公園に定められた夫婦浦の『日南海岸海中公園』など、非常に豊富な自然観光資源の宝庫となっています。さらに、これらの資源は中心市街地から車で30～40分圏内であって、雄大な自然を身近に楽しむことができる自然観光都市となっています。

これらの豊富な自然観光資源を、保全しながら持続可能な形で活用し、後世へ伝えていくため、串間市では昭和49年10月24日に『串間市民憲章』が制定されました。その第一には、『わたくしたちは、豊かな自然を大切にし、これをいかしましょう』と謳われています。さらに平成15年6月30日には『水辺環境保全都市』が宣言されて、『私たち串間市民は、水の恵みに感謝し、多様な生き物たちのゆりかごである干潟や、ホテルが舞う小川に代表される、美しいふるさとの水辺を守り、市民共通の財産として子々孫々に伝えていくことを宣言します』と謳われています。

これらの基本理念はいずれも、エコツーリズム推進法およびエコツーリズム推進基本方針の理念とも合致するものであり、これに基づいて串間市では、平成25年5月から、多数の関係者が

参画して串間市におけるエコツーリズムの推進に係る協議・決定の場とする『串間エコツーリズム推進協議会』の設立を目指して、これに必要な事業を行う『串間エコツーリズム推進準備会』を設置し、平成26年4月には、同会は『串間エコツーリズム推進協議会』へ格上げされました。

こうした経緯を踏まえて、串間市では、下記の基本理念に基づく串間エコツーリズムを導入することにより、『自然感幸（観光）地域づくり』を推進することで、資源保全的にも経済振興的にも、持続可能な地域振興を目指すことを目的として、エコツーリズム推進法に基づく全体構想を策定します。



2) 推進にあたっての現状と課題

① 自然が身近であるが故の保全の難しさ

前述のとおり、串間市の自然観光資源は人間の生活空間に近い地域にあって、その多くは中心市街地から車で30～40分の圏内にあるため、豊かな自然環境が非常に身近に存在して、これを気軽に楽しむことが大きな魅力です。例えば観光拠点の1つである都井岬には、国指定天然記念物の野生化馬である岬馬が生息していますが、生息地の中まで広い県道が整備され、岬馬のハーレム群を間近で観察することが可能となっています。

しかし現状では、こうした自然資源の多くは『素材』のまま放置されている状態で、利用者はそれを自儘に楽しむ形態となっています。自然を身近に楽しむ観光地であることから、逆に保全することの難しさもあり、野生動物との誤った接し方（過剰な接近やエサやり行為など）が原因で動物に悪い影響を与えたり、利用者が威嚇・攻撃を受けたり、希少植物の盗掘やゴミの不法投棄等もあり、保全の面で多くの課題があります。ゆえに、この素晴らしい自然資源の価値を、より多くの利用者へ効果的に啓発して、持続可能な形で継承してゆくためには、保護活用に向けたルール作りや、自然との正しい接し方と魅力を現場で啓発するインタープリターの養成が急務であると考えます。

② 低迷する観光

宮崎県の最南端に位置する串間市は、優れた自然観光資源の宝庫であり、特に日南海岸国立公園に含まれる東部の沿岸は、ワシントンヤシやソテツ、ビロウ、カンナなど南国の植物と、

青い海、白い砂浜が南国情緒にあふれた素晴らしい景観を有していて、昭和 50 年代には新婚旅行ブームで年間 100 万人を超える観光客が訪れていました。しかし近年の串間市における観光客数の推移は、昭和 52 年の 112.9 万人をピークに、平成 26 年度は 28.0 万人と、大きく減少傾向にあります。

特に宿泊客数は減少が顕著で、観光拠点の都井岬にあった 4 つの観光ホテルがすべて閉館したことも影響しています。

串間市は、温暖な気候と日照時間を活用してスポーツ・文化合宿の誘致にも力を入れていて、年間およそ 80 団体の利用が宿泊客数の数字を押し上げていますが、これを考慮すると、観光客の宿泊者数は非常に少ないのが現状です。

(単位：万人)

	昭和 52 年	昭和 61 年	平成 7 年	平成 16 年	平成 26 年
総入込客数	112.9	59.1	39.5	20.2	28.0
宿泊客数	13.3	14.9	5.7	4.3	2.7

近年の利用形態としては、前述のスポーツキャンプの他に、春秋の行楽シーズンを中心にレンタカーやマイカーを利用した個人旅行が主流となっていて、次に旅行会社のバスツアーもありますが、公共交通機関の列車やバスは運行本数が少ないことが課題となっています。

年齢層としては、新婚旅行ブームで宮崎を訪れたシルバー世代を中心に、釣り客やサーフィンなど海のレジャーでは若者世代の利用もあります。ゴルフ場や温泉、キャンプ場などの観光施設もありますが、主流となっているのは日南海岸の自然風景を楽しむ『サイトシーイング型の観光』であるのが現状です。

③ 参加体験型観光の推進

串間市の観光入込客数は、ピーク時に比べると大きく減少していて、特に宿泊客数の減少が顕著であることはすでに述べました。これは近年の観光が、『見るだけのサイトシーイング型』から『参加型・体験型』の観光へと嗜好が変化してきていることで、豊かな自然資源が『素材として存在するだけ』では、観光客は短時間で通過してしまうため、この地域の魅力を十分に伝えることが難しい時代になったのだと考えられます。

入込客数の多くが国内旅行者であることを考慮すれば、今後の日本の人口減少もあり、さらに入込客数の減少が続くことは避けられないと予想されます。

しかしながら、エコツーリズムの推進は入込客数を伸ばすことが第一目的ではなく、利用者の一人一人に『おもてなし』が行き届く質の高いエコツアー商品を提供することで、参加者の満足度を高め、一人当たりの滞在時間と消費金額を高めつつ、一回の受け入れ人数は少なくとも、環境負荷を小さく抑えながらリピーターを獲得することで、保全と地域活性化の両立を目指すことが理想であると考えます。

これを実現するためには、串間エコツアーの理念に基づく地域素材のメニュー化や、メニューを実践できる事業者の育成と質の向上、登録認定されたメニューの効果的な販売促進をどのように展開するかなど、課題があります。

④ 地域文化と自然環境を継承する担い手の不足（後継者不足と地域の過疎化）

串間市の自然観光資源は、人間の生活文化と密接な繋がりをもって守られてきたものが多くあります。例えば、宮崎県の希少野生動植物重要生息地に指定されている『笠祇・古竹草原』には、日当たりのよい草原を好む草原性の絶滅危惧植物が多く生息します。この草原は、もともとは牛馬のための草取り場として古くから利用されてきた場所で、野焼きや草刈りなどの里山的な管理をされて、人の生活と共に守られてきた景観です。しかし、現在では地域の高齢化と過疎化の影響から、この草原環境を守り伝える後継者不足が問題となっています。

過疎高齢化の問題は、串間市の基幹産業である農林漁業や、文化財の保護継承など市内全域の様々な分野で深刻になりつつあります。

串間エコツーリズムでは、こうした地域の問題解決を目的としたエコツアー商品（野焼きなどの生活文化や、伝統芸能など無形文化財をメニュー化することで価値啓発と保全を両立することや、農林漁業体験や農林水産品等の地場産品を販売することで、所得の増加や雇用創出、耕作放棄地の発生防止など持続可能な基幹産業の仕組み作りにつながることを）を実施することも考えられます。

また、人と人との親密な交流が生じる体験型観光を推進する過程で、これまでの観光客層と異なる新たな交流人口の増加により、自然観光資源の価値が再認識されれば、郷土愛が培われ、エコツーリズムに参加する地域も元気になることで、誰もが住みたいと思えるようなコミュニティが醸成されると考えられます。数十万の通過型観光客ではなく、毎年串間を訪れて頂けるような『串間ファン』を少しずつでも獲得していければ、これら過疎高齢化の問題を解決する地域振興策ともなり得るものと期待されます。

⑤ 広域でつながる地域連携を目指す

宮崎県の最南端に位置する串間市は、大都市圏からは大きく離れていて、特に公共の交通機関は利便性が悪いため、しばしば陸の孤島と呼ばれることもあります。福岡県の博多区からは高速自動車道で4時間30分、鹿児島市や熊本市からは3時間、宮崎県の県庁所在地である宮崎市からも2時間が必要です。仮に、串間市だけを目的に旅行する観光客にとっては多くの時間を陸路の移動に費やすこととなります。陸の孤島を逆手にとって、体験型・滞在型のエコツーリズムを推進することと同時に、開発された商品をより効果的に販売促進していくには、串間市だけにとどまらず、より広域で地域が連携することも必要であると考えます（例えば、日南市と串間市は、広域で連携して観光メニューの開発やモニターツアー等を実施する『県南観光ネットワーク推進協議会』を組織しています）。宮崎市方面と繋がる日南市や、熊本方面と繋

がる都城市、近畿地方と繋がるカーフェリーを有する志布志市など、近隣地域の体験・滞在型観光ソフトとも連携することができれば、より大きな地域の元気が実現できると期待されます。

3) 推進の基本方針

エコツーリズムを推進するためには、これに参加する地域全体の理解と協力が不可欠であり、その推進にあたっては、エコツーリズムの目的についての十分な周知を行って、地域全体で活発な意見交換と合意形成が必要であると考えます。参加する地域全体で、目的と目標を共有し、それを達成するための手段として、地域の素材を見つめなおして魅せ方を工夫し、郷土の魅力を高めるエコツーリズムを推進します。

その推進の過程で、総合的な地域力が磨き上げられることで、観光地域づくりによる『地域の元気化』を目指します。

これを実現するため、次の3つの基本方針を定めます。

【STEP 1】 感幸（観光）地域づくり

串間の豊かな地域資源を活かした感動体験メニューを実施して、地域も利用者も自然に（nature & naturally）幸せを感じる感幸（観光）地域づくりを目指します。

【STEP 2】 先祖からの恩恵を次世代へ恩送り

郷土の豊かな自然資源や生活文化の恩恵は、私たちの先祖が代々これを守り伝えて、私たちに送り届けてくれたものです。私たちはこの恩恵を、先祖には恩返しの気持ちをもって大切に守り、浪費させることなく、次世代にも恩送りすることを目指します。

【STEP 3】 串間ファンの育成と地域の元気化

串間エコツーリズムに参加する地域も利用者も含め、『この土地が好きだ！』という串間ファンを育てることで、郷土愛を醸成し、地域の元気化を目指します。

(2) 推進する地域

串間市の自然観光資源は市内全域に点在しており、これらが市街地から車で30～40分圏内で周遊できる場所に位置しています。今後、これらの各地域に内在するあらゆる資源を洗い出して磨きあげることで、複数のエコツアーメニューが開発できると期待されるため、串間エコツーリズムを推進する地域は、下図の串間市全域とします。

ただし、実際の利用に際しては、関係各位の生活文化や管理経営に支障がないよう十分に検討するものとします。また、市内各所に所在する自然観光資源の位置については、付録3に示します。

推進する地域の位置図



第2章 対象となる自然観光資源

串間エコツーリズムでは、地域に内在するあらゆる自然や生活文化を対象としていることから、エコツアーで活用可能な資源は無数にあると言っても過言ではありません。また、エコツアーの企画や実施を通じて、これらの資源を住民自らが掘り起こして伝えることは、エコツーリズムの意義の一つといえます。

ここでは、これら多くの資源の中から、エコツーリズムの対象となる主なものを自然観光資源として整理します。なお、串間市の里地・里山や海岸地域では、鳥獣による農林業被害が生じていることから、自然観光資源には、個体数管理や駆除などによって、人と自然の共生のあり方を考える内容も含むこととします。

また、自然観光資源は、以下の通りに区分します。

自然観光資源の区分と対象

区 分	対 象
(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの (自然資源)	動植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 自然景観
(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの (歴史文化資源)	史跡 伝統文化 生活文化 伝統的な産業

自然観光資源のうち、自然の保全や文化の継承に重要な問題が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。また、指定に当たっては、関係各位の生活文化や管理経営に支障がないよう十分に検討するものとします。

(1) 動植物の生息地又は生育地その他の自然環境に係るもの

1	区 分	動植物
	細 区 分	哺乳類
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	過去の調査報告などから、ニホンザル、タヌキ、イノシシ、アナグマ、キツネ、ホンドイタチ、チョウセンイタチ、テン、ノウサギ、アカネズミ、ヒメネズミ、カヤネズミ、ドブネズミ、クマネズミ、コウベモグラ、キクガシラコウモリ、ユビナガコウモリ等の生息が挙げられます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在、野生の哺乳類を活用したエコツアーは実施されておらず、今後の活用が期待されます。課題は、串間市全域に広がりつつあるニホンザルやイノシシによる農作物の被害です。都井岬など観光地の野生動物では、餌付けがされないよう注意が必要です。	

2	区 分	動植物
	細 区 分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	クマタカ、サシバ、ノビタキ、アカハラ、シロハラ、ルリビタキ、ジョウビタキ、サンコウチョウ、オオルリ、ヤマセミ、カワガラス、アカショウビン、コシジロヤマドリ、フクロウ、オオコノハズクなどが観察され、珍しいヤツガシラも記録されています。水辺では水鳥が多く観察でき、カワセミやイソシギ、セキレイのほか、コアジサシやカモ類、サギ類、カモメ類を多く観察できます。特筆すべきは、クロツラヘラサギが毎年10羽前後渡来して越冬することです。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在はクロツラヘラサギなど、水鳥の観察会が行われています。騒音や人の姿などによって生息環境を悪化させないように注意するほか、周辺住民への配慮や、橋上・道路からの観察会では交通への注意も必要となります。	

3	区 分	動植物
	細 区 分	両生類・爬虫類
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	ニホンアマガエル、ヒキガエル、トノサマガエル、ヌマガエル、ニホンアカガエル、ツチガエル、カジカガエル、イモリ、シマヘビ、アオダイショウ、マムシ、ニホントカゲ、カナヘビ、ヤモリ、ジムグリ、クサガメ、イシガメ等が生息します。大型の爬虫類としてはアカウミガメが挙げられ、串間市内では年間100～200頭が産卵の	

	ために上陸しています。
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在、エコツアーでの活用はありませんが、可能性の高い種はアカウミガメです。串間市内では恋ヶ浦の上陸頭数が最も多く、年間50～100頭が上陸しています。夜間に上陸産卵中のアカウミガメの観察をする場合は、直接照明を当てない等の配慮が必要です。砂浜清掃や保護活動の体験など、環境教育での利用が期待されます。

4	区 分	動植物
	細 区 分	魚類
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	串間市沖の底引き網漁による漁獲の特徴は、魚類の割合が非常に高いことで（77.3%、県内他地域では20～40%）、これは食物連鎖の下部（被捕食者）も魚類が主要な位置を占めていることを示しています。一番多いのはオキヒイラギで、次いでトゲカナガシラ、ネンブツダイ、ヤリヌメリ、ダルマガレイの順です。河川流域の特徴的な種では、トビハゼ、ヒトミハゼ、イシハゼ、マゴチ等があり、アカメの生息記録もあります。釣魚はシブダイ、メジナ、カサゴ、ヘダイ、チヌ、アラカブ、イサキ、シマアジ、ヒラマサ、ブダイ、アジ、アラカブ、ブリ、スズキ、タチウオ、カンパチ等が挙げられ、夏季には漁船からタモですくうトビウオ漁も盛んです。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在は、水産会社が企画する定置網体験や観光トビウオすくい、地元漁協が主催する魚食の食育イベントなどが実施されています。釣り場も貴重な資源で、岩礁には多くの釣り客が訪れていますし、船釣りも盛んで、今後は釣り客を対象としたエコツアーも期待されます。ただし、アカメは「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」で捕獲等が禁止されているため注意が必要です。	

5	区 分	動植物
	細 区 分	陸産貝類（カタツムリ）
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	宮崎県内では串間市だけでしか見つかっていないノミガイ及びベニゴマオカタニシが海岸樹林に生息しています。ベニゴマオカタニシは石灰岩特産種とされていますが、串間市は全国で唯一、非石灰岩地での生息が確認されている場所です。人家付近ではタカチホマイマイやギュリキギセル、森林の落ち葉の中には、貴重なシリプトゴマガイが見られる地域もあります。	

利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	陸産貝類は雨期に多く見られるため、観光ではマイナスに思われがちな雨天時にエコツアーで活用できる可能性があります。ただし希少種の生息地を具体的に公開することは控えるべきです。
-----------------------	--

6	区 分	動植物
	細 区 分	昆虫類
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	九州南部に位置する立地から、リュウキュウムラサキ、ツマベニチョウ、アマミウラナミシジミ、ウスキシロチョウなど南方系のチョウがよく観察され、都井岬では馬糞を分解する糞虫の仲間であるオオセンチコガネやゴホンダイコクコガネを見ることができます。海岸植生がよく残されている地域では、希少種のイカリモンハンミョウやヤマトマダラバッタを見ることがもできます。これらの他にも、河川ではゲンジボタル、山地ではヒメボタルを観察できます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在、昆虫をメインにしたエコツアーはありませんが、南方系のチョウや糞虫の観察は有望な資源です。ゲンジボタルは最近、市街地の水路など身近な場所でも生息が確認されています。ヒメボタルの観察は、地元の愛好家の元で行われています。希少な昆虫については、生息場所の公開により過度な採集が行われる可能性があり、情報公開には十分に注意する必要があります。	

7	区 分	動植物
	細 区 分	大木
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>○如意寺のイチョウ（市指定天然記念物・宮崎県巨木100選） 如意寺にあり、樹高7.8m、目通り5.1m</p> <p>○福島小学校のクスノキ（市指定天然記念物） 福島小学校にあり、樹高12m、目通り4.9m</p> <p>○福島高校のケヤキ（市指定天然記念物）（13本） 福島高校にあり、樹高12m前後、目通り3.2m前後</p> <p>○串間神社のスギ（市指定天然記念物）（8本） 串間神社にあり、樹高17m前後、目通り3.0m前後</p> <p>○串間神社のクスノキ（市指定天然記念物）（1本） 串間神社にあり、樹高18m、目通り6.3m</p> <p>○本城神社のイチョウ（市指定天然記念物） 本城神社にあり、樹高10m、目通り4.1m</p>	

	<p>○稲荷神社のクスノキ（市指定天然記念物・宮崎県巨木 100 選） 稲荷神社にあり、樹高 10m、目通り 5.0m</p> <p>○滝山神社のスギ（市指定天然記念物） 滝山神社にあり、樹高 18m、目通り 3.5m</p> <p>○滝山神社のイチョウ（市指定天然記念物） 滝山神社にあり、樹高 16m、目通り 4.0m</p> <p>○市木神社のタブノキ（市指定天然記念物） 市木神社にあり、樹高 20m、目通り 4.7m</p> <p>○市木神社のナギ（市指定天然記念物） 市木神社にあり、樹高 18m、目通り 2.8m</p> <p>○大矢取国有林のクスノキ 大矢取林木遺伝資源保存林にあり、樹高 32m、目通り 5.2m</p> <p>○大矢取国有林のイチイガシ 大矢取林木遺伝資源保存林にあり、樹高 31m、目通り 4.4m</p> <p>○大矢取国有林のタブノキ 大矢取林木遺伝資源保存林にあり、樹高 20m、目通り 4.6m</p> <p>○大矢取国有林のツブラジイ 大矢取林木遺伝資源保存林にあり、樹高 20m、目通り 3.7m</p> <p>○勿体岡のスダジイ林（市指定天然記念物） 勿体岡にあり、樹高不明、目通り 3.7m</p>
<p>利用の概要及び 利用にあたって 配慮すべき事項</p>	<p>エコツアーでの利用にあたっては、多くが国有林や寺社仏閣、私有地であることから、所有者の許諾を取ることが必要です。踏圧による根の損傷から大木の衰弱を招くことがあり、コース選定には注意が必要です。また、案内板や説明看板、パンフレットの作成が望まれます。利用に際してのルートの設定については、事前に土地所有者との十分な協議が必要です。</p>

8	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	貴重な植物群落
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>串間市は面積の約 76.5%が森林で、そのうち約 73%は人工林、約 24%が天然林となっています。人工林は針葉樹のスギ・ヒノキで、天然林は海岸部に亜熱帯型の照葉樹林が残っている以外は、二次的植生のシイ・カシ林です。また、古くからの里地里山利用から形成された火入れ草原は全国的にも希少な植物群落です。</p>	

	<p>○笠祇・古竹草原</p> <p>300年以上前から持続されている火入れ草地で、里山特有のヤナギスブタ群落、ゴマシオホシクサ群落等が見られ、草原環境を好む絶滅危惧種が多く生育しています。「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」で、希少動植物の「重要生息地」に指定されています。</p> <p>○本城干潟の塩沼地植物群落</p> <p>ハマサジ群集などの、干潟塩沼地依存の植物群落が見られます。宮崎県南部は干潟が少なく、重要な生態系です。「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」で、希少動植物の「重要生息地」に指定されています。</p> <p>○藤・石波海岸のハマナツメ群落</p> <p>河口の汽水域に、塩沼低木植生のハマナツメ群落をはじめ、ハマゴウ群落やヒトモトススキ、カモノハシなどが優占する群落も見られます。石波海岸は「日本の渚百選」にも選ばれており、周辺には亜熱帯性植物やタチバナの混生するタブノキ群落、幸島の照葉樹林があり、落ち着いた安らぎのある農村景観は格別の魅力があります。</p> <p>○大矢取林木遺伝資源保存林</p> <p>樹齢350年以上と推定されるクスノキの巨木が約200本見られます。林内にはイチイガシやコジイなどの照葉樹も見られます。隣接地には赤池溪谷があり、キャンプ場等に利用されています。</p>
<p>利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>これらの地域では、外部の観光客が地域で指定された道を歩いて、地域資源の価値啓発や住民との交流が生まれる「フットパス」等の取り組みが始まっています。また、火入れ等の継続的な維持管理が必要な笠祇・古竹草原では、地域の過疎・高齢化により管理体制の存続が危惧されていますが、これらの作業に市外から参加者を募集する取り組みも行われています。</p> <p>これらの貴重な植物群落は、特殊な環境下で維持されているため、不用意な利用で壊滅的な被害を受ける恐れもあることから、明確なルールを設定してからの利用が望まれます。</p>

9	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	都井岬ソテツ自生地
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>野生化馬「岬馬」の生息地として知られる都井岬の突端にあり、自生ソテツの北限地として、1921年（大正10年）に国の天然記念物に指定され、1952年（昭和27年）には特別天然記念物に指定されました。太平洋を望む断崖に約3000株のソテツが自生しており、芝の丘陵とあわせて、まるで庭園のように美しいとされています。</p> <p>自生地のソテツは、塩害等により葉の一部が枯死していますが、ソテツは成長が遅いため、他の植物との競合を避けて、塩の当たる厳しい環境を選んでいるのではないかと意見もあり、貴重な野生ソテツの姿だと考えられます。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>国の特別天然記念物であると同時に、全域が日南海岸国定公園に指定されています。宮崎県ではソテツの実を利用した工芸品などがありますが、この地域のソテツは採取や損傷等が原則禁止されています。国民的財産として、後生に残すことが最重要であり、エコツアーの利用には十分に注意が必要です。</p>	

10	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	幸嶋サル生息地
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>幸島とそこに生息するニホンザルは、1934年（昭和9年）に国の天然記念物に指定されました。石波海岸から200m沖合にある島で、周囲約3.5km、標高113m、周囲を崖に囲まれ、照葉樹林に被われています。植生はムサシアブミータブノキ群集を中心とした森林で、ビロウ、モクタチバナ、フカノキ、オオタニワタリ、キイレットトリモチ等の亜熱帯性植物が残されています。</p> <p>幸島のニホンザルは、京都大学が世界で初めて餌付けと個体識別法によるサル研究を始めた「日本霊長類学発祥の地」であり、イモ洗い等の文化的行動が観察されたことで有名です。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>サルの保護管理と調査研究は、京都大学の野生動物研究センター幸島観察所が担っています。現地には渡船業者があつて、利用者は有料で渡ることができます。サルは早朝から10時頃にかけて島の西に位置する砂浜近くに現れます。その後、林内を遊動し、海岸で貝類を食べたりもします。確実な観察機会を得るためには、午前中に訪れるとよいでしょう。</p>	

	<p>国の天然記念物であると同時に、全域が日南海岸国立公園に指定されています。エコツアーでの利用にあたっては、文化財保護法や自然公園法を順守すると同時に、事前に串間市や京都大学等、関係各位と十分な協議が必要です。特にサルの行動を変容させるような餌付け行為等は決して行ってはなりません。</p>
--	--

11	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	石波の海岸樹林
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>1951年（昭和26年）に国の天然記念物に指定されました。串間市の南東端に位置する海岸樹林で、ムサシアブミータブノキ群集を中心とする森林であり、ハカマカズラやモクタチバナ、リュウキュウヌスビトハギ等の亜熱帯性植物や暖地性植物が見られます。海浜側にはマサキートベラ群集も見られ、「日本の渚百選」にも選ばれた優れた海岸景観が楽しめます。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>フットパスや植物観察会などが不定期で開催されています。</p> <p>国の天然記念物であると同時に、全域が日南海岸国立公園に指定されています。エコツアーでの利用にあたっては、文化財保護法や自然公園法を順守すると同時に、希少動植物の生息情報については情報公開の内容を制限する必要があります。</p>	

12	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	岬馬およびその繁殖地
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>1953年（昭和28年）に国の天然記念物に指定されました。江戸時代初期に高鍋藩の秋月氏により藩営牧場が開設されて以来、ノシバを中心とする火入れ草地が形成され、草原性の絶滅危惧植物種も多く生育しています。</p> <p>現在、岬馬は周年自由放牧・自然繁殖で生息しているため、国内では大変貴重な野生化馬の社会を容易に観察することができます。都井岬は観光地でもあり、岬馬は良い意味で人馴れをしています。団体に観察しても逃げられることはなく、餌も与えないため、人に餌をねだるような悪慣れをしていないため、動物観察の対象として非常に魅力的な資源です。</p> <p>広大な海と緑の草原に、野生化馬のハーレム群を望める都井岬は、県内でも特に風致景観に優れ、他の追随を許さない魅力があります。</p>	

	<p>岬馬を中心とする都井岬の草原生態系は、馬糞の分解者や草原性の希少種など、そのすべてを環境教育の教材として利用できます。</p> <p>都井岬ビジターセンターでは、岬馬の生態ガイドツアーが実施されていて、利用者に対するインタープリテーション機能を有しています。観光客だけでなく、学校教育での利用も増加しています。</p>
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>都井岬には、毎年約10万人の観光客が訪れます。馬に悪影響を与えるような餌やり行為や、ゴミの不法投棄、希少植物の盗掘等がないように、保存会である都井岬馬保護対策協力会の監視員が監視活動を行っています。しかし保存会の構成員は高齢化が著しいため、エコツアーの実施者も監視員の機能を担うことが期待されます。</p> <p>国の天然記念物であると同時に、全域が日南海岸国定公園に指定されています。また、馬と土地の地権者としては都井御崎牧組合があり、エコツアーの利用にあたっては文化財保護法や自然公園法を順守すると同時に、地権者とも十分な事前協議が必要です。</p>

13	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	千野川のゲンジボタル
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>千野川には、5月下旬～6月上旬にかけてゲンジボタルの乱舞が見られます。ここには、ホタルの餌となるカワニナが多数生息していますが、ゲンジボタルが増えるとカワニナが減少するので、ゲンジボタルも餌不足となり次第に減少します。ゲンジボタルが減少すると、次は餌のカワニナが増えるので、ゲンジボタルも増加に転じます。ホタルとカワニナの数に周期的に増減するので、カワニナの量からゲンジボタルの発生数を予測することもできます。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>現在、ゲンジボタルを利用したエコツアーは行われていませんが、近隣には拠点施設となりうる「串間温泉いこいの里」があり、宿泊客向けのエコツアーの商品化が期待されます。</p> <p>餌となるカワニナが生息できるよう、千野川の水質を保つ努力が必要です。川に鯉を放流すると、カワニナやホタルの幼虫が食べられてしまいます。また、遺伝子の攪乱を防ぐため、他地域との間でカワニナやホタルを移動させないことも大切です。利用する際には夜間の活動となるので、地域住民への配慮や、ホタルに対する光の影響に配慮する必要もあります。</p>	

14	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	高畑山のヒメボタル
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性		串間市本城地区の居城田、遍保ヶ野から高畑山方面への山中では、5月下旬～6月上旬にかけてヒメボタルの乱舞が見られます。ヒメボタルの幼虫は陸生で、陸産貝類（カタツムリ）を餌としています。高畑山の森は適度な湿気が保たれており、ヒメボタルの餌となる陸産貝類（カタツムリ）が数多く生息しています。
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項		森のキャンプ体験等と合わせて、ヒメボタル観察会も行われています。夜の森で淡く光るヒメボタルは、ゲンジボタルとはまた違う魅力があります。餌となる陸産貝類は乾燥に弱いので、生息地ではできるだけ伐採を行わないことと、照葉樹林を残す努力が必要です。

15	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	本城干潟
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性		本城川の河口に広がる干潟です。環境省が選定する「日本の重要湿地 500」に選ばれ、多様な塩生植物のほか、シオマネキやハクセンシオマネキ、フトヘナタリなど多くの希少種が生息しています。冬季には、希少なクロツラヘラサギなどの渡り鳥もやってきます。多種多様な底生生物も観察できる、貴重な干潟となっています。
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項		底生生物や水鳥を観察するエコツアーが行われています。「宮崎県野生動植物の保護に関する条例」で、希少動植物の「重要生息地」に指定されているため、観察会等を実施する際には、宮崎県や地元漁協と十分な協議を行うとともに、生物の採集は必要最小限とし、観察後には干潟に返す等の配慮が必要です。また、水の事故を防止するための安全対策に留意するとともに、ゴミの不法投棄等により干潟環境が悪化しないよう配慮する必要もあります。

16	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	都井岬沖のテーブルサンゴ群集
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性		串間市は黒潮の影響を直接受け、その海岸線はほぼ全域が岩礁地帯からなるため、豊かなサンゴ群集が発達しています。 都井岬沖では、平成 25 年にテーブルサンゴの仲間であるクシハダミドリイシの大群集（約 9ha）が見つかり話題となりました。 現在は、グラスボートやスタンド・アップ・パドルボード（以下、

	<p>SUPという)でサンゴ群集を楽しむエコツアーが行われています。</p> <p>一方で、近年はこれらのサンゴ群集でオニヒトデやヒメシロレイシガイダマシの食害と白化現象が報告されているため、日南海岸サンゴ群集保全協議会が有害生物の調査や駆除活動を行っています。</p>
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>テーブルサンゴは色彩が鮮やかではないため、サンゴ群集に生息する他の生物（熱帯魚など）も合わせて紹介するなど、エコツアーでの利用には工夫が必要です。利用にあたっては、シュノーケルやダイビングなどのマリン体験の他、サンゴの保護活動をメニューに取り入れたエコツアーも期待されます。</p>

17	区 分	動植物の生息地・生育地
	細 区 分	築島の亜熱帯性植物群落とサンゴ群集
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>島の30%近くがピロウ群落で覆われています。以前は、小学校の分校が設置されていましたが、現在は人口減少のため閉校中です。</p> <p>島の港湾内では、波の穏やかな浅い水深でサンゴ群集が多く見られ、地元ダイバーからは、ウミガメが安定して根付いているという報告もあります。サンゴ群集はオニヒトデやヒメシロレイシガイダマシの食害と白化現象が報告されているため、日南海岸サンゴ群集保全協議会が有害生物の調査や駆除活動を行っています。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>島までは船で3分程度ですが、現在は渡船業者が無いため、島の住民と交渉して渡ることとなります。エコツアーの利用に際しては港湾を利用する漁業者や住民との十分な協議が不可欠です。また、全域が日南海岸国定公園に指定されていることも留意すべきです。</p> <p>まだエコツアーでの利用はありませんが、シュノーケルやダイビングなどのマリン体験の他、サンゴの保護活動をメニューに取り入れたエコツアーも期待されます。</p>	

18	区 分	地形・地質
	細 区 分	都井岬のオリストストローム
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>都井岬の地質は、中生代の第三紀中頃に大規模なオリストストロームにより形成されたことが解明されました。一般的な地すべりと異なる点は、地すべり堆積物中に浅海性と深海性のものが混在している点です。ここでは、水深200m未満の浅海性のビーチ堆積物や生痕化石と、深海性の砂岩・泥質岩や生痕化石などが混在します。</p>	

利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>専門家が観察する以外は、これまでほとんどエコツアーとしては利用されていません。海岸線での観察は、崖下に位置することから落石も多く、波も荒いため安全管理に十分注意する必要があります。また、エコツアーとして利用するためには、地形・地質を熟知したガイドの養成が必要と考えられます。</p>
-----------------------	--

19	区 分	地形・地質
	細 区 分	黒井海岸の鱗片状劈開とトセンバエの枕状溶岩
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>黒井川より西の黒井海岸には、足下一面に薄片状に並んだ泥質岩片が見られます。これは鱗片状劈開で、低変成度の泥質岩で形成されます。泥質岩中には、新旧混在した微化石も見ることができます。</p> <p>黒井海岸の南の沖合 500mにあるトセンバエの地質は、大部分が赤茶けた玄武岩からなり、砂岩や頁岩はわずかに見られるのみです。玄武岩は火成岩であり、砂岩などの堆積岩より浸食に強いいため残ったものと考えられています。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>専門家が観察する以外は、これまでほとんどエコツアーとしては利用されていません。海岸線での観察は、波も荒いため安全管理に十分注意する必要があります。また、エコツアーとして利用するためには、地形・地質を熟知したガイドの養成が必要と考えられます。</p>	

20	区 分	地形・地質
	細 区 分	市木の不整合面
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>市木地区の海岸では、北側に宮崎層群と日南層群の不整合面の露頭を見ることができます。上盤の宮崎層群の裏には生痕化石があります。海岸中央正面に見える小島には、宮崎層群の基底礫岩とその下部の日南層群を見ることができます。また、この海岸の転石には、底痕、生痕化石が豊富に見られ、脱水構造の明瞭な火炎構造やコンボリューションの他、荷重痕の一種とされるポール・アンド・ピロー構造という珍しいものも見られます。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>専門家が観察する以外は、これまでほとんどエコツアーとしては利用されていません。海岸線での観察は、崖下に位置することから落石も多く、波も荒いため安全管理に十分注意する必要があります。また、エコツアーとして利用するためには、地形・地質を熟知したガイドの養成が必要と考えられます。</p>	

21	区 分	自然景観
	細 区 分	赤池溪谷
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>福島川上流の大矢取川沿いにある溪谷です。キャンプ場があり、高さ 5mほどの滝もあって、溪谷の涼しいミストと森林浴が楽しめます。夏には清流に森の緑が美しく、秋には紅葉も綺麗です。</p> <p>約 2 万 5 千年前の始良カルデラの大噴火で流れ込んだ入戸火砕流によって、河床や河岸には多数の甌穴や柱状節理も見ることができます。溶結したシラス質の岩石が白色の岩肌を呈し、周囲の緑とのコントラストが大変見事です。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>キャンプ場は夏季のみの開場で、常駐する管理人はありません。携帯電話がつながり難いエリアもあるため、エコツアー実施者（以下、実施者と言う）は必ず保険加入し、リスクマネジメントを十分に行い、緊急時の連絡先や対応を実施者及び参加者双方で共有しておく必要があります。</p>	

22	区 分	自然景観
	細 区 分	石波海岸
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>日本の渚 100 選に選ばれた、延長約 2km の白く美しい砂浜です。ホネガイやタカラガイ、ウミウサギガイなど形が面白い貝をはじめ、サクラガイの仲間や、ヤカタガイのように珍しくて美しい貝など、非常に多様な貝殻が見られます。これは、串間市の海が豊かであり、もともと貝が豊富な上、砂浜や岩場、河口の干潟など周辺に異なる環境が多くあり、そこに多様な貝が生息しているためです。</p> <p>特に、ホネガイは多くの人が魅力を感じる貝ですので、「ホネガイの海岸」というコンセプトで紹介できると考えます。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>フットパスやウォーキングイベントでの利用のほか、テレビCMやドラマの撮影も行われています。全域が日南海岸国立公園に指定されているため、エコツアーの利用にあたっては自然公園法を順守する必要があります。また、アカウミガメの産卵地でもあり、砂浜に自動車やバイクを乗り入れない等、配慮が必要です。</p>	

23	区 分	自然景観
	細 区 分	恋ヶ浦海岸
主な自然観光資源	<p>年間を通じて適度に良形の波があり、全国的に有名なサーフィン</p>	

源及びそれを取りまく特性	スポットとなっています。同時に、串間市内で最大のアカウミガメの産卵地となっていますが（年間 50～100 頭の上陸数）、地元住民や利用者による海岸清掃が行われ、ゴミや漂着物の少ないビーチが維持されています。
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>マリンスポーツ（サーフィンやSUP）のエコツアーが行われています。年間を通じて利用者がありますが、海水浴場のような監視員は常駐していないため、水難事故を防止する取り組みも必要です。</p> <p>全域が日南海岸国立公園に指定されているため、利用にあたっては自然公園法を順守する必要があります。また、産卵中のアカウミガメを観察する場合は、直接照明を当てない等の配慮が必要です。砂浜清掃や保護活動の体験など、環境教育での利用も期待されます。</p>

24	区 分	自然景観
	細 区 分	高松海岸
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	夏季には海水浴場が開設され、多くの利用者がいます。砂浜の正面に小島（ヨゴセ島）があり、その内湾に位置するため波がなく穏やかで、小さな子供でも安心して利用できます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	海水浴場としての利用のほか、夜の海岸でベリーダンスとワインを楽しむイベント等も行われています。海水浴場の担い手は高齢化しており、海岸環境の保全や、水難事故を防止するための安全管理の取り組みを継続する必要があります。	

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

25	区 分	史跡
	細 区 分	本城地区「中世の湊」と「崎田の戦時遺構」
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>ジョルジュ・アルヴァレスの「日本報告」には、1547年（天文16年）に「湊」の記載があり、日明貿易では重要な寄港地として賑わったと言われます。湊集落には、船舶に飲料水を補給した古井戸や明問屋跡、遠見番所跡等が現存しています。</p> <p>また近隣の崎田集落には、第二次大戦中に日本軍の基地が設置され（一説には人間魚雷回天の訓練基地と言われます）、軍が使用した兵舎跡地や弾薬庫、井戸、給水塔などの戦時遺構が残されています。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>地元の語り部によって湊の集落や戦時遺構をめぐるエコツアーが行われています。地域の語り部は高齢化しているため、歴史を語り伝える後継者の育成も必要です。</p>	

26	区 分	史跡
	細 区 分	旧吉松家住宅
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>吉松氏は、戦国時代末期の秋月氏が、福岡から串間へ転封された際に同行して串間に入り、江戸時代には士族格であったと伝えられています。幕末には吉松卓蔵が庄屋となって山林業を営み、その後の吉松氏は地域の政治経済界に活躍しています。</p> <p>1919年（大正8年）上棟の旧吉松家住宅は、威風堂々たる風格を放つ石塀や表門を始め、往時の繁栄を思わせる当時最高の建築技術と高質建材が残されています。2008年（平成20年）に串間市では唯一、国の重要文化財に指定されました。</p>	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	<p>現在、エコツアーでの利用はありませんが、市民グループによる館内ガイドや雛祭り等のイベントを始め、大正琴や詩吟の会などのサークル活動が行われています。</p>	

27	区 分	伝統文化
	細 区 分	宮原柱松（都井岬火祭り）
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	<p>厄払いや五穀豊穰、秋の収穫感謝などを目的に、8月下旬の都井岬で開催される夜の火祭りです。昔、都井に恐ろしい大蛇が現れて、人や家畜が飲み込まれるなどの悪さをしていたところ、大変勇敢な衛徳坊（えいとくぼう）という御坊様が、村人と協力して自ら先頭</p>	

	<p>に立ち、その大蛇を火攻めにして退治したという言い伝えが由来と言われます。宮原柱松保存会が、高さ約 30m の松材を立て、これを大蛇にみたてて松明を投げ上げます。晩夏の夜に、数十もの美しい松明が飛び交う、大変壮麗な祭りです。</p>
<p>利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>市外からの来場者数が多く、毎年約 1 万 2 千人の人出があります。現在はエコツアーでの利用はありませんが、保存会は後継者不足が課題となっていて、伝統文化の継承や体験を取り入れたエコツアーが期待されます。また、都井岬は全域が日南海岸国定公園に指定されています。エコツアーの利用にあたっては自然公園法を順守すると同時に、国の天然記念物である岬馬に配慮する必要もあります。</p>

28	区 分	伝統文化
	細 区 分	広野のもぐらもち
<p>主な自然観光資源及びそれを取りまく特性</p>	<p>約 350 年前から伝わる十五夜祭りで、地区住民の安全息災と五穀豊穡を祈願するため、年 1 回、旧暦 8 月の十五夜の晩に行います。子どもたちは藁でツトを作り、「もぐらもちや、ドントコセ焼米をくれんした（人）鬼になれ蛇になれ、ツノンオエタ子をうめ（生む）・・・」と言って集落中の家庭をツトでたたいて回ります。</p> <p>大人は「メゴスリ」という鬼の面をかぶり、シュロで作った蓑を着て、背には藁で作ったタスキ、手には大きな藁ツトを持ち、悪魔払いの意味で皆を追いかけます。また、集落中を回り焼米や十五夜のお供え物を勝手にいただき、この晩だけは子どもも無礼講です。焼米の由来は 300 年位前、集落が火事で全焼したとき、残った焼米で飢えをしのいだことによると伝えられます。</p>	
<p>利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>現在はエコツアーでの利用はありませんが、広野集落だけに伝承されている希少な伝統文化であるため、今後の利用が期待されます。観光イベントではなく、集落の小さな行事であるため、利用にあたっては事前に地域住民と十分な協議が必要です。</p>	

29	区 分	生活文化
	細 区 分	野焼き
<p>主な自然観光資源及びそれを取りまく特性</p>	<p>都井岬と笠祇・古竹草原では、1 月～2 月にかけて草原の野焼きが行われています。野焼きは、春に向けて草原植物の発芽を促すと同時に、マダニなどの人や家畜にとって有害な虫を駆除する目的も</p>	

	<p>あります。草原には、森林と同じく二酸化炭素吸収の機能があり、野焼きによってその一部は放出されますが、それより多くの炭素が炭となって土中に固定されるとも言われます。</p>
<p>利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>地域の過疎・高齢化により管理体制の存続が危惧されていますが、作業に市外から参加者を募集する取り組みも行われています。</p> <p>野焼きは危険を伴う作業なので、実施者は必ず保険加入し、リスクマネジメントを十分に行い、緊急時の連絡先や対応を実施者及び参加者双方で共有しておく必要があります。また、作業の担い手と事前に十分な協議も必要です。</p>

30	区 分	生活文化
	細 区 分	都井岬馬追い
<p>主な自然観光資源及びそれを取りまく特性</p>	<p>都井岬の野生化馬「岬馬」は、年に1回、全ての馬が捕獲され、地元保存会と獣医師による健康診断や寄生虫の駆除などが行われています。馬追いの由来は江戸時代、当時は武士の軍馬として生産された岬馬を、捕獲・搬出するための作業であり、これが明治～昭和初期頃まで続けられていました。1953年（昭和28年）以降は一時廃止されましたが、1972年（昭和47年）から再開され、現在では国指定天然記念物の岬馬を守る活動として継続されています。</p> <p>観光イベントではなく、地域の生活文化として、馬を追う作業が現代まで継続されていることは、大変稀有な事例と言えます。</p>	
<p>利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項</p>	<p>地域の過疎・高齢化により管理体制の存続が危惧されていますが、作業に市外から参加者を募集する取り組みも行われています。</p> <p>急峻な芝山や森林内で野生化馬を追う作業は、危険を伴います。実施者は必ず保険加入し、リスクマネジメントを十分に行い、緊急時の連絡先や対応を、実施者及び参加者双方で共有しておく必要があります。また、作業の担い手とも事前に十分な協議が必要です。</p>	

31	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	日本一の宮崎牛
<p>主な自然観光資源及びそれを取りまく特性</p>	<p>串間市で生産される宮崎牛は、平成24年の全国和牛能力共進会長崎大会で内閣総理大臣賞を受賞するなど、全国一位の快挙を達成しました。福島・本城地区を中心に、約230戸で約6,300頭が飼育され、販売額は約30億円の産業規模があります。</p>	

利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在はエコツアーでの利用はありませんが、畜産農家の多くは、防疫のために部外者の入場を制限しています。牧場見学や農場体験などで利用する際は、地域住民と事前に十分な協議が必要です。
-----------------------	--

32	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	山林業
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	串間市は約 76.5%が森林で、林業も盛んです。現在は地元の森林組合を中心に、中国・韓国など海外への輸出も増えつつあります。また、伐採後は森林資源を保護するために植栽も行われています。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	森林組合等が、家族向けの木工教室や植樹・育樹等の各種体験を不定期で行っています。危険を伴う作業では、実施者は必ず保険に加入し、リスクマネジメントを十分に行う必要があります。	

33	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	完熟きんかん「たまたま」
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	宮崎県は、きんかんの栽培面積、生産量ともに全国一位を誇り、特に串間市は完熟きんかん「たまたま」発祥の地として著名です。主に大東・福島地区で約 12ha の面積に年間 270t が生産されます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在エコツアーでの利用はありませんが、キンカンの収穫体験やジャム作り等のモニターツアーが行われたことがあり、きんかんのアイスクリーム製造・販売に取り組む地元の農家団体もあります。	

34	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	完熟マンゴー「太陽のタマゴ」
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	大東・本城地区では、温暖多照な気候を活かした完熟マンゴーの栽培が行われています。約 8ha の作付面積に年間約 80t が生産され、「太陽のタマゴ」のブランド名で知られます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	利用では、このマンゴーや特産品の甘藷、アケマキなどをトッピングしたご当地スイーツ「串パフェ」が、平成 26 年に宮崎県のグルメコンテストでグランプリを受賞しています。	

35	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	食用甘藷（サツマイモ）
主な自然観光資源	串間市大東地区には広大な火山灰土壌の台地があり、約 560ha の	

源及びそれを取りまく特性	作付面積に年間約 12,900t の食用甘藷が生産されています。JA 大束の甘藷は「やまだいかんしょ」というブランドで知られ、単一農協としては西日本有数の生産量を誇り、海外にも出荷されています。
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	地元農協の青年部が、芋掘り大会等のイベントを行っています。過去には畑のオーナー制度も試験的に行われたこともあり、今後の利用が期待されます。

36	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	ブリ・カンパチの養殖業
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	温暖な気候を利用したブリ・カンパチの養殖業は、合わせて年間約 7,200t の水揚げがあります。特にカンパチは、海洋を汚さない特殊な餌など養殖技術に工夫がなされ、全国で初めて（公社）日本水産資源保護協会の「養殖エコラベル」認定を受けています。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	養殖場の見学会等が不定期に行われています。利用では、ご当地グルメ「串間活メブリぷり丼ぶり」があり、地元野菜を 5 種類以上使うことなど、地産地消に寄与する食のメニューとなっています。	

37	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	かまぼこ
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	昭和元年創業の川畑蒲鉾店は、伝統の味を守りつつ、イタリアン蒲鉾などの新しい商品の開発に力を入れている蒲鉾工場です。工場見学や竜眼製作体験も行っています。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在はエコツアーでの利用はありませんが、工場見学だけでなく簡単な製作体験も可能なので、教育旅行や生涯学習におけるエコツアーでの利用が期待されます。	

38	区 分	伝統的な産業
	細 区 分	くしまん朝市「よかむん市」
主な自然観光資源及びそれを取りまく特性	海の幸から山の幸まで、串間市の魅力ある地場産品を多くの方に知って頂こうと、平成 2 年から開催されている恒例の朝市。9 月にはイセエビ漁の解禁と合わせ、イセエビ祭りと共に催で行われます。	
利用の概要及び利用にあたって配慮すべき事項	現在はエコツアーでの利用はありませんが、農産品や水産加工品など多くの地場産品が販売されているため、地場産品の販売拡大を目的として、朝市と連携したメニューの企画が期待されます。	

第3章 串間エコツーリズムの実施の方法

(1) ルール

串間エコツーリズムの基本方針を実現するとともに、地域住民の生活環境や参加者の安全などを確保し、よりよいエコツアーを継続していくために、串間エコツーリズムのルール（地域の取り決め）を設定します。ルールは、串間エコツーリズム推進協議会（以下、推進協議会という）やエコツアー実施者（以下、実施者という）、エコツアー参加者（以下、参加者という）が互いに協力しながら守るように努めるものとします。

1) ルールによって保護する対象

ルール（地域の取り決め）によって保護する対象は、エコツーリズムで活用する自然や文化、歴史などの自然観光資源及び環境全般とし、以下の3つを設定します。

- A 野生動植物とその生息地・生育地
- B 史跡、伝統文化など
- C 地球環境やエネルギーなどの環境全般

また、エコツアーの実施にあたり守る必要がある地域住民の生活環境や、参加者の安全のほか、参加者の満足度を高めるためのエコツアーの質も、ルールの対象として設定します。

- D 地域住民の生活環境
- E 参加者の安全
- F エコツアーの質

2) ルールの内容及び設定理由

保護する対象ごとのルールとその設定理由を示します。

A 野生動植物とその生息地・生育地

A-1 里地・里山や海岸・海上の生活文化体験で、ヨモギをはじめとする野草やワラビ、タラノメなどの山菜の採取、定置網の体験などをする場合、実施者は事前に土地の所有者や漁業協同組合の了解を得ましょう。

【設定理由】

野草や山菜は土地所有者の所有物であり、定置網にあたっては漁業協同組合の了解を得る必要があることから設定します。

A-2 実施者は、在来の野生動植物の捕獲・採取を、有害鳥獣に指定された動物以外は原則として行わないようにし、昆虫や川の生きものなどを観察のために捕獲した場合は、観察後に元の場所に戻しましょう。特に環境省や宮崎県の「レッドデータブック」に記載されている生きものについては、捕獲・採取は行わないように留意しましょう。

【設定理由】

在来の野生動植物は、生態系の一員として相互に関係を持ちながら生息・生育しているため、希少種のみならず、他の種も保護していく必要があることから、本項目を設定します。ただし、環境省が指定する特定外来生物や、増えすぎて農林漁業被害を与えている有害鳥獣に指定された生物は除きます。

A-3 里地・里山や、海岸・海上における生活文化体験で、野草や山菜、魚などを採取する場合は、採取する量は必要最小限にとどめ、資源を根絶やしにしないようにしましょう。参加者は、実施者に許可されたもの以外の野生動植物の捕獲・採取は行わないようにしましょう。

【設定理由】

エコツアーでは、地域の生活文化体験としての野草摘みや山菜採り、魚採りのほか、環境教育のための一時捕獲も想定されます。これらは、再生可能な限界を越えて過剰に採取・捕獲をすると衰退や絶滅を招くことから、必要最小限に留め、資源を根絶やしにしないようにする必要がありますことから、本項目を設定します。

A-4 推進協議会及び実施者は、希少な動植物の生息・生育場所等に関する情報については、その場所が明確に特定されるような情報の公開や紹介をしないようにしましょう。エコツアーの実施に際しては、希少種に対し特段の配慮をしましょう。

【設定理由】

希少な動植物等は、園芸目的の盗掘や採集、密猟等が絶滅の要因となっています。また、多くの人が観察や写真撮影に集まると、生息・生育環境が悪化する恐れがあり、保護のために情報管理が必要であることから設定します。

A-5 動植物を観察するエコツアーでは、実施者は野生動植物の生息・生育環境に悪影響を与えないよう、観察方法や観察場所を工夫するとともに、参加者に注意を促しましょう。また、参加者は実施者の注意を守りましょう。

【設定理由】

千野川のゲンジホタルや、砂浜に上陸・産卵するアカウミガメでは、懐中電灯や写真撮影の光が生息に悪影響を与える恐れがあります。また、子育て中の岬馬に過剰に接近することも、

生息に悪影響を与える可能性があり、こうした野生動植物への悪影響を防ぐために設定します。

A-6 実施者は、野生動物に餌付けをしないようにしましょう。参加者も、野生動物には餌を与えないようにしましょう。

【設定理由】

野生動物に餌を与えると、動物本来の生活様式が変わったり、自分で餌をとらなくなったりすることから、これを防止するために設定します。

A-7 参加者が多くなると、動植物の生息・生育環境への影響が大きくなります。実施者は、野生動植物の生息・生育環境への悪影響が出ないように、エコツアーの参加人数やルートを検討して設定しましょう。また、モニタリング及び評価の結果から、エコツアーの参加人数について見直していきましょう。

【設定理由】

干潟の観察や、山菜採り、都井岬のガイドツアーなど、参加者が多くなると土や芝地の踏み固めなどにより、野生動植物の生息・生育環境への悪影響が大きくなります。これを回避するためには、エコツアー参加人数を制限することが必要であることから設定します。

A-8 里山の雑木林や、都井岬、笠祇・古竹の草原は、人の手が入ることによって守られ、維持されてきたことから、枝打ちや野焼き等の環境管理が望まれます。しかし、管理方法によっては動植物に悪影響を与えることも考えられることから、自然を保全するエコツアーの実施にあたっては、実施者は専門家（推進アドバイザー等）の助言を得るようにしましょう。

【設定理由】

森林や草原などの環境管理は、自然環境を保全・再生するエコツアーとして実施が望まれるものですが、管理方法によっては動植物への悪影響を与える可能性もあり、これを防ぐために設定します。

A-9 参加者は、動植物や岩などを不用意に傷つけたり、落書きをしたり、持ち去ったりしないようにしましょう。実施者は、参加者がこれらの行為をしないよう注意を促しましょう。

【設定理由】

自然観光資源を守り、これを大切にすることは、エコツアーリズムの基本姿勢であることから設定します。

A-10 都井岬のキンゴジカなど、外来の動植物の移入や増殖は、地域本来の自然の喪失や農林水産業などへの悪影響があることから、実施者は、外来の動植物の移入や増殖を予防・防止するようにしましょう。

【設定理由】

外来の動植物（特に侵略的外来種）は、地域本来の生態系に影響を与えるほか、農林水産業などに悪影響が出る場合もあることから、移入や増殖を防ぐために設定します。

B 史跡、伝統文化など

B-1 参加者は、史跡や建物などに傷をつけたり、落書きをしたりしないようにしましょう。実施者は、参加者がこれらの行為をしないように注意を促しましょう。

【設定理由】

資源を守り、大切にすることは、エコツアーリズムの基本姿勢であることから設定します。

B-2 実施者、参加者ともに、串間に伝わる伝統文化を尊重し、エコツアーでの活用が伝統文化を変えないように留意しましょう。

【設定理由】

宮原柱松や広野のもぐらもち等、長年受け継がれてきた地域の伝統文化が、エコツアーでの活用によって大きく変わることがないように設定します。

B-3 実施者・参加者は、地域の人が持っている資料を見たり、触ったりする時は、それを傷めないよう丁寧に取扱いましょう。

【設定理由】

エコツアーを継続するためには、地域の歴史資料が、確実に後世に残される必要があります。そのためには、利用する側が丁寧に取り扱い、できるだけ動かさないことや、みだりに借用をしないようにする必要がありますことから設定します。

B-4 実施者は、地域の人が持っている資料の借用はできるだけ避け、コピーを取ったり、写真を撮影したりする時は、所有者の了解を得て、エコツアーの目的以外では使用しないようにしましょう。

【設定理由】

資料の借用は紛失やき損の恐れがあるほか、コピーや写真なども、エコツアー以外の場所で利用されると、予想しない用途で使われる場合もあることから設定します。

C 地球環境やエネルギーなどの環境全般

C-1 地元産品の利用は、環境保全や地場産業の振興につながることから、実施者はエコツアーでその利用を勧めましょう。また、環境への負担が少ない製品を使用しましょう。

【設定理由】

地元のブリを利用した串間活ぶりブリ丼ぶりや、串間のマンゴーを利用した串パフェなど、地場産品の使用を推進することは、地産地消を促進し、輸送エネルギーの削減、森林管理の促進による二酸化炭素の吸収や生物多様性の保全など、環境保全につながるほか、地場産業の振興にも役立ちます。また、再利用が可能な食器や、環境に配慮した洗剤などの、環境負荷が少ない製品を使用することにより、環境を保全するというエコツアーリズムの目的を実践することになるため、本ルールを設定します。

C-2 実施者は、ごみの排出を極力抑えましょう。また、参加者はごみを捨てずに持ち帰りましょう。

【設定理由】

ごみの排出は、最終的に二酸化炭素の増加をはじめとする環境負荷の増加につながります。また、ごみの持ち帰りは、ごみの排出を抑制する意識の向上に役立つことから設定します。

C-3 実施者は、参加者にエコツアーリズムの目的や考え方、ルールについて理解してもらいましょう。

【設定理由】

エコツアーの参加者に「自然の保全と文化の伝承」をはじめとするエコツアーリズムの目的や考え方、ルールを理解してもらうことで、環境保全への認識や理解が深まると考えられます。また、参加者に説明することにより、実施者自身も環境保全について再確認をすることになることから設定します。

D 地域住民の生活環境

D-1 実施者は、エコツアーの実施日時や目的について、事前に地域住民に説明し、エコツアーへの理解を得るようにしましょう。

【設定理由】

エコツアーは、案内を受けながら団体で行動するため、突然目にした住民は警戒心や反感を持つ可能性があります。こうした事態を防ぐために本ルールを設定します。また、事前に説明することは、地域住民にエコツアーへの興味を持って頂いて、参加を促す効果もあることから設定します。

D-2 住民の生活の場で行われるエコツアーでは、住民の生活環境や営農環境を守るため、実施者は、住宅の敷地や農地などに立ち入る場合には、事前に承諾を得るようにしましょう。また、参加者はガイドの案内なく住宅の敷地や農地などに立ち入らないようにしましょう。

【設定理由】

地域住民の生活環境や営農環境を守るために、許可無く住宅の敷地や農地に立ち入ることがないように設定します。

E 参加者の安全

E-1 実施者は必ず保険（傷害保険や賠償責任保険）に加入し、補償内容を参加者へ事前に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を実施者及び参加者双方で共有して明確におきましょう。特に休日は担当医が平日と異なることがあるため注意しましょう。また、船の場合は必ず事前に海上保安庁に届け出を出しておきましょう。

【設定理由】

事故や急病の際に、参加者の安全を確保するとともに、事故の際の実施者の負担を軽減するために設定します。またエコツアーは休日に行われることが多いので、休日勤務医の連絡先を確認する必要があることから設定します。

E-2 実施者は事前に活動場所の下見をして、エコツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するためのルート変更や、天候悪化などに備えて代替え案を用意しておきましょう。また、海上では救命胴衣を着用するなど必要な資材を準備し、参加者の安全を確保しましょう。

【設定理由】

エコツアー中の事故を防ぎ、参加者の安全を確保するために設定します。

E-3 実施者は、エコツアー実施時の気象条件を的確に把握し、参加者の安全確保を第一に考え、エコツアー実施の可否や、参加者へ注意喚起すべき点を考えましょう。

【設定理由】

実施者は、台風などの悪天候や、付随して発生する自然災害から参加者を守る責任があるために設定します。

E-4 実施者は、実施前や実施中に参加者に注意喚起を必ず行いましょう。また、参加者は実施者の注意に従って行動しましょう。

【設定理由】

実施者にとっては当然の事項でも、外部から来た参加者にとっては当たり前ではない場合もあることから設定します。

E-5 実施者は、エコツアー中のけがや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意しましょう。

【設定理由】

参加者がエコツアー中にけがをしたり、虫に刺されたりした際に、救急医療を可能とするために設定します。

E-6 推進協議会は、実施者が主体的にリスクマネジメントを行えるように、実施者を対象とした救急救命講習会を開催し、実施者はその講習を受講しましょう。また実施者は、推進協議会が作成する安全管理について記載したエコツアー実施の手引きをもとに、主体的にリスクマネジメントを行いましょう。

【設定理由】

参加者の安全を確保するためには、実施者がリスクマネジメントについて定期的に学び、万が一の時に備え、安全管理についてルール化することが重要であることから設定します。

F エコツアーの質

F-1 実施者は、エコツアーの内容を、串間エコツアーリズムの基本方針や、串間エコツアー実施の基本的な考え方に整合させ、串間らしいエコツアーを行いましょう。

【設定理由】

多様な主体によるエコツアーが、串間エコツアーリズムの目指すエコツアーに整合するように設定します。

F-2 実施者は、エコツアーの内容を考慮し、参加者全員が楽しめるように参加人数を設定しましょう。

【設定理由】

エコツアーでは、参加人数が適正人数を超えると、参加者全員には目が行き届き難くなり、案内が十分に行えない等の問題が生じる場合があることから、エコツアーの適正な人数を守るために設定します。

F-3 実施者は、エコツアーの準備を十分に行うとともに、継続ができるよう各種の設定に配慮し、募集の際には提示した事項を守りましょう。

【設定理由】

エコツアーは、参加費収益を得ながらサービスを提供する商品です。参加者に満足を与えながら事業を継続していくためには、持続・継続を十分に意識した事業計画が必要です。また、募集の際に提示した事項を守ることが、エコツアーのブランドを守り、リピーターの獲得にも重要であることから設定します。

F-4 実施者は、エコツアー開始時にスケジュールや目的について説明を行いましょう。また、エコツアー終了時に振り返りと挨拶を行いましょう。

【設定理由】

参加者に安心して楽しんでもらうためには、一日のスケジュールを知らせる必要があります。また、エコツアーの意義を高めるには、目的について説明し、参加者の意識を高めることが望まれます。さらに、エコツアー終了時に目的を再確認しながら振り返りと挨拶を行うことで、串間市の自然や文化に対する理解や、環境教育効果の向上が期待されることから設定します。

F-5 実施者は「おもてなしの心」と「気づかい」を持ちましょう。

【設定理由】

串間のエコツアーは、人と人とのふれあいと体験によって感動を与える旅であることから、その基本である「おもてなしの心」と「気づかい」を忘れないようにするために設定します。

3) ルールを適用する区域

串間エコツアーリズムでは、地域の全域で多様なエコツアーを行うことから、ルールを適用する区域は串間市全体とします。

4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

次の方法でルールの実効性を確保します。

① 事前協議制度の適用

エコツアーの内容がルールに適合したものとなるよう、エコツアーの企画段階で専門家と協議した上、実施者と協議会事務局が協議を行います。

② チェックシートやエコツアー実施の手引きの活用

エコツアー企画段階で、チェックシートやエコツアー実施の手引きなどを用いて、実施者自身がチェックを行います。

③ エコツアー開始前の参加者への説明

参加者に対しては、エコツアーの開始前に、エコツアー中に守るべきルールの説明を行います。これによって参加者にルールを守ってもらうとともに、参加者からもルールの順守状況をチェックしてもらえるようにします。

④ エコツアー実施後のセルフチェック

エコツアー実施後に、ルールが守られていたかを、チェックシートを用いて実施者自身がチェックを行います。

⑤ ルールの見直し

本全体構想の見直しにあわせて、本ルールの実効性や追加の必要性などを検討し、必要に応じて見直しを行います。また、本ルールによる自然観光資源の保全が困難と判断された場合には、特定自然観光資源への指定による立ち入り制限や利用調整等についても検討します。指定に当たっては、関係各位の生活文化や管理経営に支障がないよう十分に検討するものとします。

(2) 案内（ガイドンス）及びプログラム

1) 地域におけるエコツアー実施の基本的な考え方

串間市で実施するエコツアーは、地域に内在する多様な自然文化を対象とし、旅行者と住民との交流や体験を通じて、旅行者には楽しみを提供するとともに、旅行者も住民と一緒に地域の自然や文化を大切にしていくものとします。

この考えに基づいて、串間市の目指すエコツアーは、

「人とのふれあい」と「体験」によって、
地域の自然と文化を楽しみ、体感する旅

とします。

また、串間エコツーリズムでは、次の点を原則としてエコツアーを実施します。

- ・自然の保全と文化の継承に役に立つこと
- ・地域の自然や文化が旅の題材になっていること
- ・住民が地域の良さを再発見すること
- ・旅行者や住民の考え方や行動が、エコロジカルなものになること

2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容

一般的に、案内の方法には、直接参加者を案内する方法のほかに、解説板やパンフレットによる間接的な方法があります。串間エコツアーリズムの案内方法は、人と人とのふれあいを重視し、主としてガイドが直接解説したり、体験の指導をしたりしながら、補助的に間接的な案内方法を用いるものとなります。

次に、串間で実施するエコツアーのプログラム内容を「串間エコツアーリズム基本理念」に沿って整理しました。ここに示したエコツアーは、過去に串間で実施されたエコツアーの内容を基本として、今後、実施が期待されるエコツアーを追記したものです。

なお、エコツアーの企画・実施においては、ここに示した内容を組み合わせ、参加者に楽しみや感動を与えるエコツアーとしていくことが望まれます。また、ここに示した内容は、串間で実施する全てのプログラムを示したものではありません。串間エコツアーリズムを発展させていくためには、これらを参考としながら、新たな自然観光資源を活用した魅力的なプログラムをつくることが望まれます。

① さまざまな野生生物の魅力を幅広くアピールするエコツアー

串間市は里地・里山から海岸線にかけてさまざまな野生生物が生息・生育しています。これらの野生生物の魅力を多くの人に幅広くアピールする手法を確立し、エコツアーリズムによって地域振興に活かします。また、エコツアーリズムを野生生物の適切な保護と管理に役立てます。

【2 鳥類】

- ・絶滅危惧種コアジサシの観察会（串間市福島港）
- ・絶滅危惧種クロツラヘラサギの観察会（15 本城干潟）

【10 幸嶋サル生息地】

- ・幸嶋猿の観察ガイドツアー

【12 岬馬およびその繁殖地】

- ・岬馬の生態ガイド
- ・岬馬と大自然の中をウォーキング
- ・岬馬の森探検エクスプロー
- ・夜の岬馬観察会

② 身近な自然の保全・再生と自然ネットワークの形成に役立てるエコツアー

串間市の約 70 キロに及ぶ海岸線と、福島川、本城川における干潟や湿地、千野川や大矢取川の清流など、身近な自然をエコツアーリズムに利用することで、豊かな海や河川を保全・再生することに役立てます。また、エコツアーリズムを自然の保全・再生を進める新たな活動を生み出すきっかけとします。

【4 魚類】

- ・海を舞うトビウオをキャッチ！トビ魚すくい
- ・海の恵みいっぱい 定置網あみ上げ体験
- ・ぎょしょく（魚食・魚触・魚職）体験

【13 千野川のゲンジボタル】

- ・千野川のホタルなど水辺生物観察

【15 本城干潟】

- ・本城干潟の水辺生物（底生生物・水鳥）観察会

【16 都井岬沖のテーブルサンゴ群集】

- ・グラスボート「かめんこ号」で巡る九州最大級のテーブルサンゴ群集

【23 恋ヶ浦海岸】

- ・恋ヶ浦でSUP、サーフィンしようや

③ 自然を守り育む森づくりにつなげるエコツアー

串間市は約 76.5%が森林で、その 3 分の 2 が民有林、残りは国有林です。森林には多様な役割（野生動物の生息場所、二酸化炭素の吸収、土砂の流出防止、水源の涵養^{かんよう}、保健休養、豊かな海を育むなど）があることから、串間のエコツアーリズムを、自然を守り育むための森づくりのきっかけとします。

【21 赤池溪谷】

- ・赤池溪谷の森林セラピー

【32 山林業】

- ・森づくり（植樹・育樹）体験
- ・森の恵み（山菜、シイタケ栽培、木工細工）の体験

④ 住民が誇りとする故郷の風景の保全・再生に活かすエコツアー

衣食住をはじめとする地域の生活文化や年中行事などの伝統は、そこに暮らす人々には当たり前のものでも、観光客にとっては魅力的なものです。野焼きや馬追い、もぐらもちなど、これまでは観光メニューにされなかったものが、現代では注目されつつあります。こうした、里地・里山の生活文化や伝統を、エコツアーリズムに活かします。

【27 宮原柱松】

- ・宮原柱松（都井岬火祭り）

【28 広野のもぐらもち】

- ・広野のもぐらもち

【29 野焼き】

- ・笠祇・古竹地区の野焼き体験

- ・都井岬の野焼き体験

【30 都井岬馬追い】

- ・都井岬馬追い体験

⑤ 地域住民の全員参加により、一人ひとりの個性を活かすエコツアー

串間市では、地域の生活文化や伝統をエコツーリズムの資源とすることにより、特別な知識や技術を持つ人だけでなく、誰もが参加できるエコツーリズムを目指すことで、地域住民の全員参加で、一人ひとりの個性を地域振興に活かします。これにより、地域住民が地域の共生と循環の文化を再発見することで、エコツーリズムが、自らの生活を再考する機会となることを目指します。

【8 貴重な植物群落】、【11 石波の海岸樹林】、【22 石波海岸】

- ・集落をゆっくり散策フットパス

【26 旧吉松家住宅】

- ・旧吉松家住宅と周辺のまちなか歩き

【37 かまぼこ】

- ・くしま老舗の手作りかまぼこ工場見学

【38 くしまん朝市「よかむん市」】

- ・くしま朝市「よかむん市」

3) エコツアーが実施される場所

エコツアーで活用できる自然観光資源は、市内全域に内在しています。串間市のエコツアーは、すべての地域と住民が参加して、地域の自然観光資源を掘り起こし、それを活かすことを目標に、串間市全域で実施していくものとします。

4) プログラムの実施主体

串間エコツーリズムでは、地域の自然や文化を、地域の人がガイドすることを基本としています。そのため、串間市を主な活動場所とする個人や団体がプログラムの実施主体となります。団体は、住民団体やNPOなどの特定の目的のために活動している団体、地元企業が想定され、これらの様々な実施主体が幅広くエコツアーを企画・実施していくものとします。またその際は、すべてのエコツアーができるだけ多くの地域住民の参加・協力を得るものとします。現在の推進協議会においては、恋ヶ浦自然学校、有限会社海心、環境ボランティアグループ環の会、都井岬ビジターセンターなどの参加があり、今後は自治会、漁協、農協、森林組合などの参加も想定されます。

5) プログラムのモニタリングと改善

質の高いエコツアーを継続的に実施するためには、エコツアーのモニタリング（継続的な点検）を

行い、その結果を基に改善していく必要があります。そこで、エコツアー実施後には、参加者と実施者双方にアンケート調査を行い、満足度や課題などを把握します。アンケートの結果は、推進協議会において専門家から改善のアドバイスを受けるとともに、実施者が共有します。また、後述する「自然観光資源のモニタリング」及び評価の結果を受けて、内容を改善します。

(3) 自然観光資源のモニタリング及び評価

串間エコツアーリズムでは、エコツアーで活用されている自然観光資源の状況についてモニタリング（継続的な点検）を行い、必要に応じて改善することにより自然観光資源の保全を図ります。

1) モニタリングの対象と方法

モニタリングの対象は次に示す6つとします。対象ごとのモニタリングの方法を示します。

① 動植物

実施者がエコツアーの下見や実施の際に確認した動植物（希少種、特定外来生物、生態系被害防止外来種など）を事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 種名
- 確認日時
- 確認場所
- 確認数と数の増減
- 確認状況（動物：目撃、声、巣、足跡、糞、死体など）
（植物：生育環境、開花結実状況、活力度など）
- 盗掘や密猟（野草の掘り採り、野鳥の捕獲など）
- 根の周囲の土の固さ（樹木の場合）
- 地域住民の声（農作物の被害、生活への影響など）

② 森林環境

実施者が、エコツアーの下見や実施の際に把握した情報や変化、問題点を事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 確認日時
- 確認場所
- 伐採
- タケやササの侵入
- 林床の裸地化

- 枯損木
- 道以外の踏み荒らし
- ゴミの投棄

③ 河川環境

実施者が、参加者とともに水辺環境について監視を行い、結果を事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 確認日時
- 確認場所
- 確認場所の状況（川幅、水深、水温、流れのはやさ、川底の状態）
- 見られた動植物（魚、鳥、水草など）
- 指標生物の種類と数
- 水質
- 水のごり、におい、油膜の有無
- ゴミの投棄

④ 海岸・海洋環境

実施者が、参加者とともに水辺環境について監視を行い、結果を事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 確認日時
- 確認場所
- 確認場所の状況（沖合、水深、水温）
- 見られた動植物（魚、鳥など）
- 指標生物の種類と数
- 水質
- 水のごり、におい、油膜の有無
- ゴミの投棄
- 漂流物

⑤ 農林水産業

実施者が、毎月の集計やエコツアー実施の際の情報や問題点を把握し、事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 確認日時
- 確認場所
- 参加者数

- 売上げ
- 収穫量等

⑥ その他自然観光資源（地形・地質、自然景観、史跡、伝統文化、生活文化など）

実施者が、エコツアーの下見や実施の際に把握した情報や変化、問題点を事務局に報告します。

【主な報告内容】

- 確認日時
- 確認場所
- 落書き、破損
- 古民家の取り壊し
- 造成や構造物の整備などによる景観の改変
- 伝統文化の危機（後継者不足、場所の消失など）
- 水のごり、におい、油膜の有無
- ゴミや残土の投棄、造成など

2) モニタリングに当たっての各主体の役割

モニタリングに当たっての主体を8つに区分します。各主体の役割を示します。

① エコツアー実施者

エコツアーの下見や実施の際に、自然観光資源の変化や問題点を把握し、事務局に報告します。

② エコツアー参加者

エコツアーで実施する自然環境の簡易調査に協力してもらいます。また、例えばエコツアー参加費の一部を基金に積み立て、基金をモニタリング経費として活用する等して、間接的にモニタリングに協力してもらいます。

③ NPOをはじめとする団体

活動する場所や対象に対するエコツアーによる影響を把握し、事務局に報告してもらいます。

④ 動植物や生態系の専門家・研究者

動植物の生息地・生育地の調査を実施します。また、その結果と実施者から報告されたデータを用いて動植物や生態系の現状を評価し、必要に応じて改善方法の提案を行います。なお、専門家である推進アドバイザーの任命は別途、推進協議会の協議を経て決定します。

⑤ 文化財や伝統文化の専門家・研究者

文化財や伝統文化の調査を実施します。また、その結果と実施者から報告されたデータを用いて

文化財や伝統文化の現状を評価し、必要に応じて改善方法の提案を行います。なお、専門家である推進アドバイザーの任命は別途、推進協議会の協議を経て決定します。

⑥ 推進協議会

事務局からモニタリングの結果と改善方法についての報告を受け、改善方法を協議します。

⑦ 推進協議会の事務局

専門家から提示された評価や改善方法を取りまとめて、推進協議会に報告します。また、そこでの協議結果に基づき、各主体と改善に向けた調整を行います。

⑧ 行政

事務局と協議を行いながら、担当する自然観光資源の状況の改善を検討します。

3) 評価の方法

① 評価の視点

調査や各主体から報告されたデータを元に、次の2点について評価を行います。

- エコツアーの実施が自然観光資源に与えている影響の有無と程度
- 自然観光資源の保全や継続上の課題の有無と程度

② 評価の周期

評価は、年に1回実施します。

③ 評価を実施する主体

専門家が評価を実施し、必要に応じて改善方法を提案します。そして、その結果を推進協議会で確認・承認します。

4) 専門家や研究者の関与の方法

専門家や研究者はモニタリングに以下の方法で関与します。

① 動植物や自然生態系の専門家・研究者

動植物の生息地・生育地の調査結果と、実施者から報告されたデータを用いて評価分析を行い、改善方法を提案します。

② 文化財や伝統文化の専門家・研究者

文化財や伝統文化の調査結果と、実施者から報告されたデータを用いて評価分析を行い、改善方法を提案します。

5) モニタリング及び評価結果の反映方法

モニタリング及び評価結果は、以下の方法で協議会において対応し、自然観光資源の保全と再生を図ります。

① 実施者への周知と指導

協議会事務局がモニタリングの評価結果と改善方法を実施者に周知あるいは指導し、エコツアーの実施方法の改善を図ります。

② 関係部署との協力による対応の検討

実施者では対応が難しい案件については、行政の関係部署と対応を検討します。

③ 特定自然観光資源への指定の検討

モニタリング及び評価の結果、自然観光資源を保護するための制限が必要だと判断された場合には、特定自然観光資源への指定を検討します。指定に当たっては、関係各位の生活文化や管理経営に支障がないよう十分に検討するものとします。

(4) その他

1) 主な情報提供の方法

主に、次の方法により、串間エコツアーリズムに関する情報を市の内外に幅広く提供します。

① 市報

エコツアーの案内や人材育成講座の受講者募集などを掲載し、広く市民に情報を提供するとともに、エコツアーリズムを周知します。

② エコツアーの案内チラシ

エコツアーの案内チラシを作成・配布して、参加者を募集します。

③ インターネット等の活用

インターネット等を通じて、エコツアーの案内をはじめとする各種の情報提供を行います。また、必要に応じて環境省のエコツアー総覧をはじめとする他のホームページを活用します。

④ マスコミや協力団体の機関紙など

新聞・雑誌や協力団体の機関紙などにエコツアーの案内を掲載してもらえるように依頼します。また、新聞・雑誌やテレビ・ラジオなどに紹介されるように働きかけます。これにより、広く情報が提供されるようにします。

⑤ エコツーリズム出前講座

地域住民やNPOなどが主催するエコツアーを増やしていくために、要望に応じて、串間エコツーリズムの内容やエコツアーの企画方法を説明するエコツーリズム出前講座を実施します。

⑥ 主務省庁

本全体構想の認定後は、主務省庁に対して、エコツーリズム推進法第7条第1項に基づく積極的な広報を依頼します。

⑦ その他

エコツアーの参加者募集は、過去にエコツアーに参加した方への手紙等による直接的な情報提供の効果が高いことから、これを実施します。

2) ガイドコーディネーターなどの人材の育成及び研鑽の方法

魅力的なエコツアーを継続的に実施していくためには、エコツアーのガイドをはじめとして、エコツアーに関する様々なことを調整し、一つにまとめるコーディネーターや、地域人材を取りまとめるマネージャー、新しいプログラムを生み出し、統括するプロデューサーなどを担う人材が必要です。そこで推進協議会が実施主体となり、次の方法でガイドやコーディネーターなどの人材育成及び研鑽を行います。

① エコツアー人材育成講座の実施

エコツーリズムに関わる人を増やして、串間市におけるエコツーリズムの裾野を広げることや、実施者のスキル確保およびガイドが不在となっている分野（地形・地質など）を担える新たな実施者の育成等を目的として、人材育成講座を実施します。

講座内容は、経験に応じてステップアップできる設計を検討します。また受講後は、実施者の意見や参加者のアンケート結果を基に、講座の内容を改善します。

② エコツーリズム講習会・交流会

実施者を対象として、ガイドやコーディネートなどの技術や、安全管理技術の習得、課題の共有などを目的としたエコツーリズム講習会や交流会を実施します。

3) 住民参加を推進する方策

第3章の(2)の3)「エコツアーが実施される場所」で示した、「すべての地域と住民の参加」を実現するために、次の方法で住民参加を推進します。

① 串間エコツーリズム活動市民の会

市内で自主的に、エコツーリズムに関する個人や団体が参加し、エコツアーの企画や情報交換を行う「串間エコツーリズム活動市民の会」の設置を目指します。

② エコツアー実施の際の協力依頼

できるだけ多くの住民に、自分のできる範囲でエコツアーに関わって頂くことが望まれることから、エコツアー実施の際には、事務局や実施者が住民に協力を依頼します。

③ エコツーリズム出前講座

地域住民やNPOなどが主催するエコツアーを増やしていくために、要望に応じて、串間エコツーリズムの内容やエコツアーの企画方法を説明する出前講座を実施します。

4) エコツアーを自然の保全・再生や文化の継承に役立てる方策

基本方針で示されている「先祖からの恩恵を次世代へ恩送り」することを実現するため、例えば、エコツアーの参加費の一部を積み立て、自然の保全・再生や文化の継承に役立てる基金を創設します。

5) エコツーリズム推進の中核となる組織の設置

エコツーリズムを自立的に発展、継続させていくためには、エコツアーの実施者を支援し、広報や斡旋などを行う組織が必要とされます。また、環境保全や、文化の継承、住民による地域の再発見、地域の活性化などのエコツーリズムの公益的な面を拡大していくことが求められています。これは、いわゆる観光DMO (Destination Management Organization) の仕組みとも言えます。

上記のエコツーリズムの経済面、公益面をバランスよく、かつ高度に発揮することを目的に、エコツーリズム推進の中核となる組織の創設を目指します。

6) 新規参入事業者への対応

新規参入を希望するエコツアー事業者に対して、推進協議会は、本全体構想の順守を求めます。また、本全体構想を守らない事業者が串間エコツーリズムやこれに類似する名称を使用することがないようにする方策を検討します。

第4章 自然観光資源の保護及び育成

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

自然観光資源の保護及び育成の方法については、京都大学野生動物研究センターや宮崎大学などの専門家や、推進協議会で事業者として認定・登録を受けた恋ヶ浦自然学校、有限会社海心、環境ボランティアグループ環の会などの事業者が、本全体構想に記載したモニタリング及び評価によって状況を把握し、事務局を通じて推進協議会に報告するとともに、そこでの協議結果に基づき、各主体と改善に向けた調整を行います。

(2) 自然観光資源に関係する主な法令及び計画

自然観光資源に関係する主な法令及び計画を以下に示します。

自然観光資源に関係する主な法令及び計画

法令等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然公園法 ・ 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 ・ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 ・ 森林法 ・ 文化財保護法 ・ 河川法 ・ 都市計画法 ・ 水産資源保護法 ・ 国有林野の管理経営に関する法律 ・ 保護林制度（国有林野） ・ 国有林の地域別の森林計画 ・ 地域管理経営計画 ・ 国有林野施業実施計画
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 宮崎県希少野生動植物の種の保護に関する条例 ・ 宮崎県水と緑の森林づくり条例
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 串間市水辺環境保全都市宣言 ・ 串間市環境審議会条例

また、エコツアーを実施する際には、下記の関係法令を順守します。

- ・ 旅行業法
- ・ 道路交通法
- ・ 道路運送法
- ・ 旅館業法

- ・食品衛生法
- ・漁業法
- ・海岸法
- ・海上運送法

(3) 特定自然観光資源の指定

自然観光資源のうち、自然の保全や文化の継承に重要な問題が生じる可能性があるものについては、特定自然観光資源への指定を検討します。また、指定に当たっては、関係各位の生活文化や管理経営に支障がないよう十分に検討するものとします。

第5章 推進協議会の参加主体

推進協議会に参加する者の名称又は氏名、その役割分担

推進協議会 組織

※順不同・敬称略

役 職	団体（組織）等	職・氏名	備 考
名 誉 会 長	串間市	市長 野辺 修光	
会 長	元市議会議長	田上 俊光	
副 会 長	串間商工会議所	会頭 矢野 貞次	
副 会 長	串間市観光協会	会長 中村 貢治	
委 員	串間市議会	議長 岩下 幸良	
委 員	JA 串間市大束	代表理事組合長 清水 豊文	
委 員	JA はまゆう串間支所	支所長 日高 和広	
委 員	串間市漁業協同組合	代表理事組合長 鬼塚 荘次	
委 員	串間市東漁業協同組合	代表理事組合長 近藤 守	
委 員	南那珂森林組合	代表理事専務 井上 文利	
委 員	都井御崎牧組合	組合長 諏訪 英顕	
委 員	串間市自治会連合会	会長 河野 日出男	
委 員	串間市地場産業対策協議会	会長 松尾 定直	
委 員	推進部会	部会長 河野 良人	
委 員	えびの自然保護官事務所	自然保護官 田中 里奈	環境省
委 員	九州森林管理局宮崎南部森林管理署	署長 石神 智生	林野庁
委 員	宮崎県自然環境課	主幹 甲斐 健仁	宮崎県
監 事	宮崎銀行串間支店	支店長 吉野 活宏	
監 事	宮崎太陽銀行串間支店	支店長 二見 真志	

推進部会 組織

役 職	団体（組織）等	職・氏名	備 考
部 会 長	農家民宿 camp 権代	代表 河野 良人	グリーンツーリズム 農山漁村民泊
部 会 員	有限会社 海心	社長 川崎 義成	漁業体験
部 会 員	ゆめ牧場	代表 鬼塚 修二	農業体験
部 会 員	都井岬ビジターセンター	ガイド 甲斐崎絵美	自然ガイド
部 会 員	恋ヶ浦自然学校	代表 前田 治郎	SUP体験
部 会 員	かめんこ号・民宿海洋荘	川崎 弘貴	漁業体験
部 会 員	くしま n 自然学校	事務局長 谷口 恵子	自然体験
部 会 員	本城歴史発見塾	代表 実藤 賢次	歴史ガイド
部 会 員	環境ボランティアグループ 環の会	代表 河野 幸子	環境ボランティア

推進アドバイザー 組織

アドバイザー	宮崎大学	准教授	小林 郁雄	有識者（獣医士）
アドバイザー	宮崎大学農学部	准教授	深見 裕伸	有識者（水産学）
アドバイザー	NPO法人 宮崎野生動物研究会	理事長	竹下 完	有識者（動物）
アドバイザー	京都大学野生動物研究センター	技官	鈴木 崇文	有識者（動物）
アドバイザー	ホスピタリティ・ツーリズム専門学校	旅行科担当	山本 純二	有識者（観光学）
アドバイザー	さんふらわあトラベル株式会社	大阪支店長	山本 茂	旅行業者
アドバイザー	串間歴史愛好会	代表	清水 宏	歴史・文化
アドバイザー	串間市地方創生特命部長	特命部長	矢後 雅司	串間市
アドバイザー	串間市役所生涯学習課	課長	増田 仁	串間市
アドバイザー	串間市役所 商工観光スポーツランド推進課	課長	高橋 一哉	串間市

第6章 その他串間エコツーリズムの推進に必要な事項

(1) 環境教育の場としての活用と普及啓発

郷土の豊かな自然資源や生活文化の恩恵を、浪費させることなく次世代へ送り届けるためには、学校教育活動や社会教育活動など、様々な機会を通して、地域全体が環境教育に取り組むことが必要です。

本地域では、資源保護的にも地域経済的にも持続可能な社会を目指すため、エコツーリズムに環境教育の要素を取り入れて、自然資源を大切にす次世代を育成し、郷土愛を育む取り組みを推進していきます。

1) ガイダンス及びプログラムの実施に当たっての留意点

① 本地域で体感・習得できるテーマの整理

推進協議会では、串間ならではの動植物や生活文化を活用した感動体験を通して、その素晴らしさを再認識したり、自然資源を守りながら活かすための生活文化や知識等を習得したりできる素材やメニュー等について、その情報を把握・整理します。

② エコツアー実施者や地域住民に対する理解の促進

推進協議会が主催する説明会や講演会を通して、エコツアーの目的や、地域に期待される効果について、実施者や地域住民に対して啓発を続けることで、本地域の環境問題や環境教育への理解を深めます。

③ エコツアー参加者に対する機会の提供

実施者は、単に体験の機会だけを提供して終わるのではなく、参加者自らが地域の問題点や課題、そしてその解決方法を考えることを通じて、理解を深めるようにプログラムの内容を工夫し、環境問題や環境教育の取り組みを推進します。

④ 環境負荷のより低いエコツアーに向けた取り組みの推進と普及啓発

実施者は、ゴミの減量を図る取り組みの推奨や、自然に配慮した環境負荷の低いエコツアーを実施するとともに、その仕組みと意義を参加者に解説します。さらに、参加者がエコツアー終了後もこれらの環境配慮行動を続けられるように啓発を行います。

2) 地域住民に対する普及啓発の方法

エコツーリズムによる環境教育の取り組みを推進するためには、地域住民の方々の理解と協力

が必要です。推進協議会では、インターネットやポスター、リーフレット等による情報提供をはじめ、地域住民向けの説明会を開催するとともに、学校教育活動や社会教育活動とも連携をしてゆくことで、エコツアーの意義と効果を広く一般向けにアピールし、さらに環境問題への理解も深めて頂くための取り組みを行います。

（２）他の法令や計画との関係及び整合

串間エコツーリズムは、P 45の（２）に記載した「自然観光資源に関係する主な法令及び計画」を順守し、配慮して実施します。

（３）農林水産業や土地所有者等との連携及び調和

推進協議会及び実施者は、串間市で産出される農林水産物の活用を積極的に推進します。お土産などに地元産品を勧めることや、農林水産業の魅力を伝えるエコツアー等を実施することで、地元産品の消費促進や後継者を育成する取り組みに寄与します。

実施者や参加者は、個人の所有地や農地、林地へ無断で立ち入らないように注意します。例えば、畜産農家の農場等へ立ち入る場合には、防疫対策などで十分な配慮が必要であるため、関係団体には事前に相談し、了解を得たうえで実施します。河川や海で魚介類の観察や漁業体験をする場合にも、漁協などの関係団体に相談して、漁業権などのルールに従って利用します。また実施者は、歩道や案内看板の整備等が必要と想定される場合には、事前に土地管理者と十分な協議（貸付手続き等）を行う必要があります。

（４）地域振興への貢献

１）地場産品の活用

実施者が、エコツアーで使用する物品等に地元のものを使用したり、エコツアー内に地場産品や店舗の紹介を組み込んだりすることで、地域の振興につながり、関係者からの理解や協力も得られます。また実施者は「なぜこの商品が良いのか」を参加者に説明することで、参加者も納得して購入できます。

また推進協議会は、地場産品の魅力や特徴などの情報を集積し、積極的に実施者及び参加者に提供することで、これらの取組を支援します。

２）滞在日数増加のための取り組み

推進協議会は、滞在型観光を推進するために、エコツアーと宿泊施設との連携を奨励し、農林漁家民宿への宿泊等の取り組みを促進します。また、エコツアーの参加希望者には、市内で実施されるエコツアーメニューの一覧情報を提供することで、滞在時間の増加を目指します。

3) 『くしまファン』 育成のための取り組み

実施者は、参加者に対して、串間ならではの感動体験メニューを提供して、串間を何度も訪れて頂けるような『串間ファン』の獲得を目指します。

(5) 地域の生活や慣習への配慮

エコツアーが、地域住民の生活や伝統文化、生活文化に悪影響を及ぼすことのないよう、以下の点に配慮します。なお、これらはルールとして設定します。

- ① 地域住民の生活空間で行われるメニュー（まち歩きや史跡めぐり、農林漁業体験、フットパス等）では、地域の生活環境や営農環境を守るため、実施者は個人の敷地や農地、漁場等に立ち入る場合は、事前に十分な説明を行って承諾を得るようにします。また、参加者はガイドの案内なしに個人の敷地や農地などに立ち入らないように配慮します。
- ② 実施者は、エコツアーの実施日時や目的について、事前に地域住民に十分説明して、理解を得るようにします。
- ③ 実施者、参加者ともに、串間市に伝わる伝統文化を尊重し、エコツアーでの活用が伝統文化の本来の姿を変えないように留意します。

(6) 安全管理

エコツアーの参加者や実施者の安全を確保するため、以下の対策を行います。なお、これらはルールとして設定します。

- ① 実施者は、保険（傷害保険や賠償責任保険）に加入し、補償内容を参加者に事前に明示するとともに、緊急時の連絡先や対応を明確にします。また、船の場合は必ず事前に海上保安庁に届け出を出すことを徹底します。
- ② 実施者は、事前に活動場所の下見を十分に行い、エコツアー中に発生する可能性がある危険を把握し、必要に応じて危険箇所を回避するためのルート変更や、天候悪化などに備えて代替え案を用意し、参加者の安全を確保します。また、海上では救命胴衣を着用するなど必要な資材を準備し、参加者の安全を確保します。
- ③ 実施者は、エコツアー実施時の気象条件を的確に把握し、参加者の安全確保を第一に考え、エコツアー実施の可否や、参加者へ注意喚起すべき点を十分に考慮します。

- ④ 実施者は、実施前や実施中に参加者への注意喚起を必ず行い、参加者は実施者の注意に従って行動します。また実施者は、歩道や案内看板の整備等が必要と想定される場合には、事前に土地管理者と十分な協議(貸付手続き等)を行います。
- ⑤ 実施者は、エコツアー中のケガや虫刺されなどに備え、救急医療品を用意します。
- ⑥ 推進協議会は、実施者が主体的にリスクマネジメントを行えるように、実施者を対象とした救急救命講習会を開催し、実施者はその講習を受講するものとします。また実施者は、推進協議会が作成する安全管理について記載したエコツアー実施の手引きをもとに、主体的にリスクマネジメントを行います。

(7) 推進協議会の公開

推進協議会の会議については、原則としてこれを公開します。これについては別途に傍聴要領を定め、この要領に基づいて、何人でも推進協議会の会議を傍聴できるものとして、その運営について透明性を確保し、同時にエコツーリズムに対する市民の理解を深めることを目指します。

(8) 全体構想の公表

全体構想の作成、変更、廃止を行なった際には、串間市や串間市観光協会のHP等で、内容を公開します。また、エコツーリズムの普及を目的として、市の広報誌やパンフレット、ポスター等を活用しながら、広く一般にお知らせします。

(9) 全体構想の見直し

全体構想の策定後も、事業者や利用者の増加など環境の変化によって、様々な課題が発生することが予想されます。全体構想については、策定1年後の時点で現状を検証し、様々な課題を整理して、推進協議会においては見直し作業を開始します。第一回目の見直し作業は一年以内に実施し、3年目からは見直した全体構想にて推進に取り組みます。

その後は、毎年現状を点検し、5年ごとを目途に全体構想全体の見直しを行います。

《付録 1》

本構想中に記載されている推進協議会の役割の分担

実施主体	内容
推進協議会（総会）	<ul style="list-style-type: none"> ■全体構想の点検、見直し内容の承認 ■推進部会から推薦された優良メニューの認定・登録の承認 ■その他、串間エコツーリズムの推進に必要な事項
推進部会	<ul style="list-style-type: none"> ■全体構想の点検、見直し内容の検討 ■ルールの方策・普及・見直し等（環境保全、安全対策、質の向上） ■優良なエコツアーメニューの認定・登録の推薦 ■ガイド育成・研修内容検討等 ■くしまエコツーリズム・プロデューサーの利用促進・方策の検討等 ■モニタリング（ゴミの不法投棄、植物の盗掘、外来種の侵入等を監視） ■環境教育（体験メニューの整理、行政・学校・自治会等への普及啓発等） ■自然観光資源の保護及び育成に関すること ■農林漁家民宿の情報提供及び普及啓発 ■その他、串間エコツーリズムの推進に必要な事項
事務局	<ul style="list-style-type: none"> ■優良な認定・登録エコツアーの推奨 <ul style="list-style-type: none"> ・エコツアー企画の登録申請シートの作成と申請受付 ・認定登録メニューの積極的な販促PRとマネジメント ■ルールの運用 <ul style="list-style-type: none"> ・実施者用チェックリストの作成 ・実施者や参加者からの相談受付、推進部会へのフィードバック ■情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ、ポスターパンフ、インターネット、メディア等への働きかけ ・地域住民への情報提供及び普及啓発 ■関係者・機関等の連携 <ul style="list-style-type: none"> ・実施者等による話し合いの場の設定等 ・農林水産業や土地の所有者等との連携 ■地域振興 <ul style="list-style-type: none"> ・地場製品の整理、エコツアーでの地場製品の消費や情報提供の推奨 ■渉外業務 <ul style="list-style-type: none"> ・実施者、参加者からの報告・相談受付、アドバイス等 ・他機関への協力依頼等 ・新規事業者への対応等 ■その他 <ul style="list-style-type: none"> ・総会、部会等が担う役割の事務的補助（日程調整、資料配布、講習会準備等） ・その他、串間エコツーリズムの推進に必要な事項

※本表については、迅速かつ臨機応変に、効果的な役割分担になるよう随時見直しを行うこととし、部会及び事務局の役割については、該当部会及び事務局合意が得られれば変更できるものとする。

《付録2》

串間エコツーリズム推進協議会規約

(目的)

第1条 この会は、国のエコツーリズム推進法の理念に基づき、串間市におけるエコツーリズムの取り組みを総合的かつ効果的に推進するため、串間市の豊かな自然観光資源を持続可能なかたちで保全するとともに、これを活用して交流人口の増加や地域の元気を図り、現在及び将来の串間市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、串間エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 串間エコツーリズム推進全体構想の策定
- (2) 串間エコツーリズム推進協議会と推進部会の開催・運営
- (3) エコツーリズム推進に係る関係各位との協議や連絡調整
- (4) 全体構想策定に必要な地域資源の現状把握と保護活用に向けたルール作り
- (5) エコツアーメニューの認定・登録（内容審査と事業者への助言指導）
- (6) エコツアー実施者を育成する人材養成講座の開催
- (7) 協議会委員や推進部会員、事務局員等によるエコツーリズム先進地域への視察研修
- (8) 市内外における串間エコツーリズムの啓発と販促PR

(構成)

第4条 協議会は、エコツーリズムの推進に係る各分野の活動団体や経済団体、事業者、地域住民、有識者、NPO法人、行政など、別紙の組織体制表に掲げるもので組織する。

- 2 協議会は、エコツーリズムが実施される地域や事業者等の意見を協議会に反映させるために、その下部組織として、別紙の組織体制表に掲げるもので推進部会を組織する。
- 3 新たに協議会委員（以下「委員」という。）や推進部会員（以下「部会員」という。）として参加を希望するものがあるときは、委員においては協議会で、部会員においては推進部会で、それぞれ議決によってその可否を決定する。
- 4 前項の規定について、協議会は、反社会的勢力団体及び宗教的団体等に属するまたは支持する個人・団体の参加は認めないこととする。

(役員)

第5条 協議会には、名誉会長1名、会長1名、副会長2名、監事2名を置き、推進部会には部会長1名を置く。

- 2 名誉会長は串間市長をもって当てる。
- 3 会長、副会長は委員の中から互選により選任する。

- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 監事は委員の中から互選により選任し、部会長は部会員の中から互選により選任する。

(アドバイザー)

第6条 協議会は、第3条に規定する事業に関し、必要に応じて意見を求めるために、アドバイザーを置くことができる。

- 2 アドバイザーは、会長または部会長が会議に招集し、発言を求めることができる。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 やむを得ない事由により役員に欠員が生じた場合は、第4条及び第5条の規定により後任者を選出する。

(役員の任期満了又は辞任の場合)

第8条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその業務を行うものとする。

(協議会)

第9条 協議会は、その会議を毎年2回以上開催する。

- 2 協議会の議長は、会長が当たる。
- 3 会長、副会長ともに事故ある場合には、委員の中から互選により議長を選任する。

(協議会の招集)

第10条 協議会は会長が招集し、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を委員に通知しなければならない。

(協議会の決議方法等)

第11条 協議会は、委員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員は、協議会において、各1個の議決権を有する。
- 3 協議会においては、前条第1項によってあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 協議会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決すところによる。
- 5 議長は、委員として協議会の議決に加わることができない。

(書面又は代理人による表決)

第12条 やむを得ない理由により協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

- 2 前項の書面は、協議会の開催日の前日までに協議会に到着しないときは無効とする。
- 3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を協議会に提出しなければならない。

- 4 第 11 条第 1 項及び第 4 項の規定の適用については、第 1 項の規定により議決権を行使した者は、協議会に出席したものとみなす。

(協議会の権能)

第 13 条 協議会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 串間エコツアーリズム推進全体構想の承認
- (2) 串間エコツアーリズム推進全体構想の点検、見直し内容の承認
- (3) 推進部会から推薦された優良なエコツアーメニューの認定・登録・取り消しの決定
- (4) その他、串間エコツアーリズムの推進に必要な事項

(協議会の議事録)

第 14 条 協議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 委員の現在数、当該協議会の出席委員数、第 12 条第 4 項により当該協議会に出席したとみなされた者の数及び当該協議会に出席した委員名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

- 3 議事録は、当該協議会に出席した委員のうちからその協議会において選任された議事録署名人 1 名以上が記名押印しなければならない。

- 4 議事録は、第 20 条の事務所に備え付けておかなければならない。

- 5 会長は、委員からの請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。

(推進部会)

第 15 条 推進部会は、部会長が必要と認めるときに開催する。

- 2 推進部会の議長は、部会長が当たる。

- 3 部会長に事故ある場合には、部会員の中から互選により議長を選任する。

(推進部会の招集)

第 16 条 推進部会は部会長が招集し、その開催の前日までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を部会員に通知しなければならない。

(推進部会の決議方法等)

第 17 条 推進部会は、部会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 部会員は、推進部会において、各 1 個の議決権を有する。

- 3 推進部会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときには、議長の決するところによる。

- 4 議長は、部会員として推進部会の議決に加わることができない。

(推進部会の権能)

第 18 条 推進部会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 串間エコツーリズム推進全体構想の点検、見直し内容案の策定
- (2) 優良なエコツアーメニューの認定・登録に向けた協議会への推薦
- (3) 環境保全や安全対策、メニューの質の向上等を目的とするルール of 策定、普及、見直し
- (4) 人材育成講座の内容や視察研修内容の検討及びその実施の決定
- (5) 串間エコツーリズムの普及や販促 P R 方法の検討及びその実施の決定
- (6) その他、串間エコツーリズムの推進に必要な事項

(推進部会の議事録)

第 19 条 推進部会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 日時及び場所
- (2) 部会員の現在数、当該推進部会の出席部会員数、及び当該推進部会に出席した部会員名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果

3 議事録は、第 20 条の事務所に備え付けておかなければならない。

4 部会長は、部会員からの請求があったときは、議事録を閲覧させなければならない。

(事務局)

第 20 条 協議会は、その業務を執行するため、事務局を置く。

2 事務局は、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、事務局の中から会長が任命する。

4 協議会及び推進部会の庶務は、事務局長が総括する。

5 事務局は、串間市大字西方 5550 番地（串間市役所商工観光スポーツランド課内）に置く。

(委任)

第 21 条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附則

この規約は、平成 26 年 4 月 24 日から施行する。

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

《付録3》

自然観光資源の位置図

